

令和6年第6回 鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月4日（水）から17日（火）まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月4日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
5日	木			
6日	金			
7日	土			閉 庁
8日	日			閉 庁
9日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	火			
11日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
12日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
13日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
14日	土			閉 庁
15日	日			閉 庁
16日	月	予 備 日		
17日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和6年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和6年12月4日 午後1時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和6年12月4日 午後1時25分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	1 1	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	1 2	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	1 3	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	1 0	有 働 徳 仁	出			
	会 議 録 署 名 議 員	8	石 井 大 輔	9	許 斐 潤 一 郎	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	加 藤 優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健 康 こ ど も 課 長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

令和6年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月4日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第68号 専決処分の承認（鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第69号 鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第5 議案第70号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第72号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第73号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第74号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第75号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第76号 鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例
- 日程第12 議案第77号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第78号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第79号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第80号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除
- 日程第16 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期目標
- 日程第17 議案第82号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定
- 日程第18 議案第83号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定

12月4日本会議開会

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

**○的野信之議長** ただ今から、令和6年第6回鞍手町議会定例会を開会します。まず、町長より提出されております

「専決処分の報告 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の変更第2回」

「専決処分の報告 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の変更第3回」

「専決処分の報告 公民館大規模改修事業 鞍手町 中央公民館内部改修工事請負契約の変更第1回」

「専決処分の報告 博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室 展示工事請負契約の変更第1回」

「教育委員会点検評価の報告」及び監査より提出されております「例月現金出納検査報告書」、  
「財政援助団体等 監査報告書」、「定期監査 前期 結果報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番議員石井大輔議員及び9番議員許斐潤一郎議員を指名します。

次に日程第2 「会期の決定」を議題とします。今期定例会の会期は、本日から17日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から17日までの14日間に決定しました。

次に、日程第3 議案第68号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○岡崎邦博町長** 提案説明を申し上げる前に、現庁舎は12月27日をもって閉庁いたします。現庁舎での最後の議会となる予定です。そこで議長には事前に承諾を得ましたので、一言私の方から申し上げます。

この議事堂は昭和31年、この庁舎が開庁して以来68年になります。鞍手町の最高の議決機関である議会の議事堂として、鞍手町の歴史を刻んでおり、まさにその歴史を見てきている庁舎であり、色々な議案、議決を得てきました。私自身、平成11年に町会議員として初当選して以来約20年、そしてまた平成30年からは町長として6年間ここで議員の皆様と議論をし議決を頂いてまいりました。この中でも町長として新しい庁舎を建設するにあたっては、今の議員の皆様と本当にいろいろな議論をし、やっと新庁舎の完成を見るに至り、1月6日に新たな庁舎での開庁を迎えることが出来ました。議員の皆様にご感謝を申し上げますと共にこの議事堂に対しましても、改めて私は感謝をし、そして、最後の議案提案をさせていただきます。

それでは、日程第3 議案第68号につきまして提案説明を申し上げます。日程第3 議案第68号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年10月31日付で専決処分いたしました、専決第9号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の承認であります。本議案は、児童扶養手当の受給要件である所得限度額の引き上げを内容とする、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が、令和6年7月31日に公布され、同年11月1日から施行されることに伴い、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を同年10月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。以上が、日程第3 議案第68号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第4 議案第69号から日程第11 議案第76号までの8件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○岡崎邦博町長** 日程第4 議案第69号から日程第11 議案第76号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第69号は、鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例であります。本議案は、地方自治法第234条の3により、普通地方公共団体は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができるとされており、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるため、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定するものであります。

次に、日程第5 議案第70号は、鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例であります。本議案は、総務課で所管する秘書に関する業務を、まちづくり課に移管して、秘書広報係を新設し、情報発信を強化していくため、鞍手町課室設置条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第6 議案第71号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例であります。本議案は、雇用保険法等の一部を改正する法律により他法令が改正されたことに伴い、文言の修正等、所要の改正が必要になったため、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第7 議案第72号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。本議案は、地方税法の規定に基づき納税通知書を納期限前10日までに納税者に交付するための必要な日数を確保するため、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

次に、日程第8 議案第73号は、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本議案は、地方税法の規定に基づき納税通知書を納期限前10日までに納税者に交付するための必要な日数を確保するため、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第9 議案第74号は、鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、地方税法の規定に基づき保険料決定通知書を納期限前10日までに被保険者に交付するための必要な日数を確保するため、鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもの

であります。

次に、日程第10 議案第75号は、鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例であります。本議案は、鞍手町への定住促進と人口増加を図ることを目的として平成25年度から実施している定住促進奨励金交付事業を拡充し、令和9年1月1日までとなっている対象住宅の取得期限を延長するものであります。平成26年5月に民間組織が2040年までの30年間に20歳から39歳までの女性人口の減少率が50%を超える自治体を「消滅可能性都市」として公表し、本町においては、その減少率が県内ワースト1の68.1%になると予測されました。その後、10年後となる令和6年4月に再び民間組織が公表した減少率は50.5%で、改めて「消滅可能性都市」とであるとされ、特に社会減対策に特化した取り組みを行う必要があると示されました。しかし、この10年間で、減少率が17.6%改善しており、定住促進奨励金が人口減少の抑制に一定の効果があったものと考えているところです。このことから、より魅力的で選ばれる町となるよう本町が進める人口減少対策やエネルギー対策に対応したものに従来の制度を拡充するとともに、対象となる住宅の取得期限を令和12年1月1日まで延長するため、鞍手町定住促進奨励金交付条例について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第76号は、鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例であります。鞍手町用品調達基金は、事務用品等を購入する際に、基金を通じて一括発注するために設置したのですが、各課局から直接発注する方法に事務を見直したことに伴い、当該基金の必要がなくなったため廃止するものであります。以上が、日程第4 議案第69号から日程第11 議案第76号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第12 議案第77号から日程第14 議案第79号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○岡崎邦博町長** 日程第12 議案第77号から日程第14 議案第79号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第77号は、令和6年度鞍手町一般会計補正予算 第4号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費で、「こども未来戦略」に基づき、児童手当法が改正され、支給期間の延長、多子加算の額及び算定方法が見直しされたことに伴い、正規職員に係る児童手当として、27万3千円を追加しております。また、町有地において、予期せぬ倒木などの緊急時に対応するため、樹木伐採等委託料として99万8千円を追加しております。さらに、収納管理システム及び滞納管理システムについて、自治体情報システムの標準化・共通化に対応するため、システム構築等業務委託料として193万6千円を追加しております。

次に3款 民生費では、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う利用単価の増などにより、通所系サービス給付費で2,530万9千円を、入所系サービス給付費で2,578万5千円を、その他サービス給付費で120万5千円、障害児通所給付費で2,611万3千円をそれぞれ追加して

おります。また、国の延長保育事業に係る補助基準額の引き上げに伴い、延長保育事業委託料として18万6千円を追加しております。

次に6款 農林水産業費では、新規就農者の経営発展資金及び経営発展支援事業に係る県の補助事業について、採択される見込みがあることから、新規就農者育成総合対策事業補助金として37万5千円を追加しております。

次に10款 教育費では、児童生徒1人1台端末の利活用をさらに進めていく上で、校内情報通信ネットワークの通信速度や電波干渉状況などの分析と調査を実施するため、小学校管理費で業務委託料として18万5千円を、中学校管理費で業務委託料として38万5千円を追加しております。また、十六神社のクスノキについて、樹木医による診断を受けたところ、枝の一部が前面の道路を覆う状態であり、枝が折れて落下することによる周辺への影響を指摘されたことから、枝を剪定するため、樹木伐採等委託料として38万2千円を追加しております。さらに、小・中学校の給食費の材料値上がり分を支援するため、学校給食支援事業費補助金として50万2千円を追加しております。一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や16款 県支出金で所要の補正を行っております。そして、これらの要因により生じた財源不足額4,342万3千円を財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億2,572万3千円を追加し、

予算総額を歳入歳出それぞれ133億30万9千円としております。

次に、日程第13 議案第78号は、令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 第3号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと 歳出では、1款総務費で、46万1千円の追加、7款 一般被保険者療養給付費で、1,367万3千円を追加しております。一方、歳入では4款 県支出金 保険給付費等交付金及び9款 諸収入第三者行為納付金をそれぞれ追加を行っております。そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金積立金を増額し、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1,813万4千円を追加し、

予算総額を、歳入歳出それぞれ19億6,802万7千円としております。

次に、日程第14 議案第79号は、令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 第2号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと 歳出では1款 総務費で、郵便運搬料12万8千円を追加及び3款 諸支出金で一般会計繰出金1,426千円を追加しております。一方、歳入では令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合の事務費精算に伴い、6款 諸収入を追加するなど所要の補正を行い、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ155万4千円を追加して、

予算総額を、歳入歳出それぞれ3億5,130万4千円としております。以上が、日程第12 議案第77号から日程第14 議案第79号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第１５ 議案第８０号から日程第１８ 議案第８３号までの４件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第１５ 議案第８０号から日程第１８ 議案第８３号までの４件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第１５ 議案第８０号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和６年度固定資産税の課税免除であります。本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和６年度分の固定資産税の課税免除申請が企業３社から提出されましたので、課税免除措置を講じることについて議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第１６ 議案第８１号は、地方独立行政法人くらて病院 第４期 中期目標であります。本議案は、地方独立行政法人法 第２５条第１項の規定に基づき、令和３年度から４年間の地方独立行政法人くらて病院 第３期 中期目標を定めており、その目標期間が令和７年３月３１日までとなっていることから、新たに令和７年度から４年間の第４期中期目標を定め、同法人に指示するとともに、公表を行うため、同法第２５条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、本中期目標を提案するにあたり、地方独立行政法人くらて病院評価委員会の意見申述を受けております。

次に、日程第１７ 議案第８２号は、鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定であります。鞍手町営葬斎場につきましては、管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、平成１８年１０月１日より指定管理者制度を導入しております。今回、その指定期間が令和７年３月３１日を持って満了することから、４月以降の指定管理者を選定するため「鞍手町公の施設の指定管理者指定手続きに関する条例」に基づき指定管理者の公募、選考を行った結果、有限会社富士サービスを同施設の指定管理者の候補者として選定しましたので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間としております。

次に、日程第１８ 議案第８３号は、鞍手町衛生センターの指定管理者の指定であります。鞍手町衛生センターにつきましては、管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、平成１８年１０月１日より指定管理者制度を導入しております。今回、その指定期間が令和７年３月３１日を持って満了することから、４月以降の指定管理者を選定するため「鞍手町公の施設の指定管理者指定手続きに関する条例」に基づき指定管理者の公募、選考を行った結果、株式会社タケマツ環境を同施設の指定管理者の候補者として選定しましたので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間としております。以上が、日程第１５ 議案第８０号から日程第１８ 議案第８３号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。この際、休会についてお諮りします。明日５日から８日までの４日間を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日５日から８日までの４日間を休会とすることに決定しました。  
以上をもって本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 １３時２５分 ——

~~~~~○~~~~~

| 令和6年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第2号） | | | | | | |
|---|---------------------------|---------------|----------|----------|-------------------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会
日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和6年12月9日 午後 1時00分 | | | 的 野 信 之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和6年12月9日 午後 3時59分 | | | 的 野 信 之 | | |
| 出席及び
欠席議員 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許 斐 英 幸 | 出 | 11 | 栗 田 美 和 | 出 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 出 | 12 | 西 藤 典 子 | 出 |
| | 3 | 星 正 彦 | 出 | 13 | 篠 原 哲 哉 | 欠 |
| | 4 | 宇 田 川 亮 | 出 | | | |
| | 5 | 野 口 美 恵 子 | 出 | | | |
| | 6 | 新 谷 留 晴 | 出 | | | |
| | 7 | 的 野 信 之 | 出 | | | |
| | 8 | 石 井 大 輔 | 出 | | | |
| | 9 | 許 斐 潤 一 郎 | 出 | | | |
| 出席 12人

欠席 1人

欠員 0人 | 10 | 有 働 徳 仁 | 出 | | | |
| | 8 | 石 井 大 輔 | | 9 | 許 斐 潤 一 郎 | |

| | | | | | | |
|--|----------------|-------------|---------------------|------------------------------------|-----------|--------|
| 職務出席 | 議 会 事 務
局 長 | 武 谷 朋 視 | 出 | 議 会 事 務 局
次 長 | 加 藤 優 | 出 |
| 地方自治法
第121条
により説明
出席者の
職氏名 | 町 長 | 岡 崎 邦 博 | 出 | 副 町 長 | 折 尾 敬 敏 | 出 |
| | 教 育 長 | 外 園 哲 也 | 出 | 会 計 課 長 | 小 長 光 弘 平 | 出 |
| | 総 務 課 長 | 梶 栗 恭 輔 | 出 | 都 市 整 備
課 長 | 西 生 卓 矢 | 出 |
| | 福 祉 人 権
課 長 | 田 鶴 原 竜 二 | 出 | ま ち づ く り
課 長 | 高 橋 奈 美 江 | 出 |
| | 税 務 保 険
課 長 | 石 田 克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業
委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣 | 出 |
| | 管 財 課 長 | 石 田 正 樹 | 出 | 上 下 水 道
課 長 | 神 谷 徹 | 出 |
| | 健康こども
課 長 | 沼 野 葉 子 | 出 | 教 育 課 長 | 森 永 健 一 | 出 |
| | 住 民 環 境
課 長 | 大 村 俊 夫 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| 一般質問
質問者
及び時間 | 議席番号 | 氏 名 | 経過時間 | | | 質問時間 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 午後 1時02分 ～ 午後 1時45分 | | | 21/30分 |
| | 8 | 石 井 大 輔 | 午後 1時45分 ～ 午後 2時16分 | | | 11/30分 |
| | 休 憩 | | | 10分 | | |
| | 5 | 野 口 美 恵 子 | 午後 2時26分 ～ 午後 2時38分 | | | 7/30分 |
| | 12 | 西 藤 典 子 | 午後 2時38分 ～ 午後 3時 7分 | | | 16/30分 |
| | 9 | 許 斐 潤 一 郎 | 午後 3時 7分 ～ 午後 3時35分 | | | 18/30分 |
| ※一般質問
は答弁時間
を除き30分
以内 | 4 | 宇 田 川 亮 | 午後 3時35分 ～ 午後 3時58分 | | | 11/30分 |
| | | | | | | |
| 議事日程 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 付議事件 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 会議経過 | | 別 紙 の と お り | | | | |

令和6年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和6年 第6回定例会

| 質問順 | 議員番号
質問者 | 質問事項及び質問要旨 | 答弁指定者 |
|-----|-------------|--|----------------------------------|
| | 2番
田中二三輝 | <p>1. 町長の就任時の挨拶と所信表明の実現と成果について</p> <p>(1) 就任時に「社会情勢の変化に順応した活力のある持続可能な町づくり」と挨拶されたが現時点の自己評価は。</p> <p>(2) 二期目の折り返しを迎え、所信表明の締めにある「だれもが心豊かで幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てる町の実現」とは、どのような町を目指しているのか。</p> <p>(3) 現在、町長室の前には、決裁のために多くの職員が並んでいるが、町長不在時の決裁はどのようになっているのか。</p> <p>(4) 職員と良好な関係が築けているのか。</p> <p>2. 旅費の支出と成果について</p> <p>(1) 今年度、町長が上京した回数は。</p> <p>(2) その主だった目的は。</p> <p>(3) 旅費等の経費支出額は。</p> <p>(4) 如何なる成果があるのか。</p> | 町長

町長 |
| | 8番
石井大輔 | <p>1. 防火水槽について</p> <p>(1) 何ヶ所あり管理は誰が行っているか。</p> <p>(2) 安全対策は十分か。</p> <p>2. 水害について</p> <p>(1) 11月2日の被害状況は。</p> <p>(2) 調整池を設置しないのか。</p> <p>3. 町立体育館について</p> <p>(1) 体育館ステージの照明、音響は修理しないのか。</p> <p>(2) 体育館アリーナの壁の修理はしないのか。</p> <p>4. 現庁舎、くらの郷の郷の備品について</p> <p>(3) 新庁舎移動後、使用しなくなった備品はどうするのか。</p> | 町長

町長

町長

町長 |
| | 5番
野口美恵子 | <p>1. 不登校の児童・生徒数は</p> <p>(1) 内訳の把握ができていているのか。(いじめ、ネットいじめ等も含む。)</p> <p>(2) 不登校児童・生徒の未然防止と早期発見・対応の組織的な取組の推進について。</p> <p>(3) 保健室登校の児童・生徒数は。</p> | 教育長 |

| 質問順 | 議員番号
質問者 | 質問事項及び質問要旨 | 答弁指定者 |
|-----|-------------|--|---|
| | 12番
西藤典子 | <p>1. 「令和6年度までに係長級以上の女性職員の割合を25%にする」という目標について</p> <p>(1) 現在の状況とその内訳は。</p> <p>(2) 来年度以降の目標と課題は。</p> <p>2. 来年度の自衛隊からの要請への対応について</p> <p>(1) 住民基本台帳の閲覧か。提出か。もし提出する場合、形式及び本人への連絡は。</p> <p>(2) 除外申請制度の周知策は。</p> <p>3. 学校給食用地元食材の確保について</p> <p>(1) 現段階で充足可能な食材は。</p> <p>(2) 課題解決のため、給食担当者や栄養士、生産者等との交流・意見聴取は。</p> <p>4. 健康保険証新規発行停止に関連して</p> <p>(1) 町独自の医療費支援制度の証書の取り扱いは。</p> <p>(2) 今後の保険税滞納者への対応は。</p> | <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長、教育長</p> <p>町長</p> |
| | 9番
許斐潤一郎 | <p>1. 手話言語条例制定後の町としての推進状況について</p> <p>(1) 制定後の取り組みはどの程度進んでいるのか。</p> <p>(2) 啓発活動として、当事者及び支援者との意見交換は実施されているのか。</p> <p>(3) 一市二町でパンフレット作成後、各所へ配布は行われたのか。</p> <p>(4) 広報誌へ手話、単語等の掲載は可能か。</p> <p>2. 手話、点字サークルの機材、教材保管場所について</p> <p>(1) ボラ連のスペースが少なく、保管場所は確保出来るのか。</p> <p>3. 新庁舎での手話通訳の対応について</p> <p>(1) 総合案内での通訳者及び奉仕員等の対応は有るのか。</p> <p>4. 教育委員会として新たな取り組みは有るのか</p> <p>(1) 手話に於ける生涯学習、研修等への対応について</p> <p>(2) 小、中学校に於ける取り組みについて</p> | <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>教育長</p> |
| | 4番
宇田川 亮 | <p>1. 新庁舎及び中央公民館への移転について</p> <p>(1) 移転作業の進捗状況及び計画は。</p> <p>(2) 特に福祉センターからの移転に伴い、中央公民館の大規模改修を行っているが、スムーズに進んでいるのか。</p> <p>(3) 移転作業終了後に残った備品等の処分は。払い下げ等の考えは。</p> <p>2. 中学校及び武道場のエアコン設置について</p> <p>(1) 鞍手中学校における教室等でエアコンが設置されていない部屋は。</p> <p>(2) 特に体育施設にはエアコン設置が不可欠では。</p> <p>(3) 町立武道場は、窓も開かないと聞いているが、エアコン設置等の改善をすべきでは。</p> | <p>町長</p> <p>町長、教育長</p> |

12月9日本会議一般質問（1日目）

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

**○的野信之議長** これから本日の会議を開きます。本日の会議には、13番議員 篠原哲哉議員から欠席の届出がありましたので報告します。日程に入る前に、傍聴人に申し上げます。傍聴席において許可なく写真撮影、録音等はできないようになっていきますのでご了承ください。

これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 一般質問を行います。質問は通告一覧表の順序により行います。なお、質問に当たっては、通告事項に従い簡明に、また答弁に当たっては的確なる答弁をお願いします。最初に、2番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

**一般質問 ① 田中二三輝議員**

**質問者：**田中二三輝議員

**答弁者：**町長、

**○的野信之議長** 田中議員。

**○2番（田中二三輝議員）** 2番。まずこの議事堂で行われる最後の一般質問に、参加ができこうやって質問できることに感謝申し上げ、本日は2項目について通告に従って一般質問を行います。

まず、令和4年9月定例会における町長の就任時のご挨拶並びに令和5年3月定例会での所信表明での町の姿を描きその取組を語られたことだと思います。今回、そのご挨拶や所信表明等を読み返しながら、質問に入りたいと思います。その所信表明の中にもあります通り多くの事業に取り組み、その実現に向け日々努力されていることと存じます。そこで、就任時に社会情勢の変化に順応した活力ある持続可能なまちづくりというふうにご挨拶にありましたが、現時点の町長の自己評価、これは町長どのようにお感じになっておられるのか、まず教えてください。

**○的野信之議長** 町長。

**○岡崎邦博町長** 2期目の当選後初の9月議会におきまして、ご挨拶をさせていただいた際に、当時の喫緊の課題としての「役場庁舎の建設について」を主に述べた後に、6小学校の統合による小学校の建設、データセンターの誘致を前提とした県や直方市、広域で取り組んでいる直方・鞍手工業団地の早期完成、または当時、新型コロナウイルスも感染拡大をしていましたので、新型コロナウイルスのワクチン接種、また感染対策、そしてまた気候変動による温暖化による水害の対策などについて9月議会では述べさせていただきました。その後、令和5年の3月の時点で改めて2期目の所信表明をさせていただきました。その際には3つの目標として23施策を掲げ、実現できた

施策と着手している施策、そしてまだ着手できていない施策等があります。それについて申し上げますと、実際にも着手し完了している施策としては先ほど言いましたような新型コロナウイルスの感染対策についても速やかに対応しておるところですし、役場庁舎につきましても完成をし、来年の1月6日には移転で新たに開庁するということになりました。そしてまた、今回の一般質問にありますように、手話言語条例の制定につきましても制定をすることができました。そしてまた高校生での医療費の完全無償化、がん患者が使用する医療応用のウィッグ等の購入の助成、地域公共交通の利便性の向上についても、これは「のる一と」という形で今実証実験ですけども、3月には本格運行の運びとなっております。そういったことを考えますと、実施し完了したものとしては23項目のうちの7項目、約30.4%になります。そしてまた実施し着手しているが、完了までには届いていないものとしては、23項目の12項目、約52.2%あります。そしてまだ着手できていないものにつきましては、23項目のうち4項目の17.4%ということで、総体的に見ますと、私の自己評価としては65%から70%弱位かなというような私の評価というふうに自己評価をさせていただきます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 多くの事業に対して努力されているというふうに思いますけども、ただいま述べられた町長の自己評価、数字的なものでございます。町長としてのお気持ちの中で、どう評価、十分満足されているのか順調にきているのかとか、まだまだ努力が足りないとか色々お感じになっていると思います。その辺はいかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私としては、まだまだ足りないなど。先ほども言いましたように、まだ4項については着手ができていないというような項目もありますので、まだ頑張りが足りないのかなというふうに感じております。いずれにしても、また後ほど質問もございすけども、職員とともに、鞍手町の発展、また持続可能なまちづくりを目指していこうというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 目標の中に水害対策とか、過年に亘って鞍手町が抱える多くの大きな問題も掲げておられます。これらの解決に向けての努力というのは、多大な努力が必要になってくるんじゃないかなというふうに考えますけど、今時点、町長として最もお力を今後力を入れていきたい未着手の部分、それはどの項目を何としても今期中にやり上げるんだ。いうふうにお考えのものがあればご紹介を頂きたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 やはり1番は行政としては生命と財産を守るという観点からすれば、この気象変動の中、以前とは違うやはり状況があるということから考えれば、私が挙げています六田川や西川などの治水対策の推進、西川は今県事業として、県のほうで順調に整備を進めていただいているんですが、六田川につきましても、いろいろなことで県に相談したり、または遠賀川河川事務所に相談したりして、何か良い方策はないかというようなことで、今協議なり検討しているところです。な

なかなかまだ解決策、またはこのようにして事業を進めていこうというところまでは至っておりません。そういったところから未着手ということになっております。また同様に地域の個人やタイムラインの作成というところについても、なかなかこれもまだ進んでいないということがあります。こういったことから、やはり生命と財産を守るという観点からすれば、この辺は重要な項目じゃないかなというふうに考えております。そしてまた企業誘致、農産物の地産地消というところについても、これもなかなか進んでいないところもあります。これはなかなかやはり企業の誘致というのは相手のあることでもありますし、いろいろと噂なり話なりはありますけども、まだはっきりと公表するところまでは行っていないということもありますので、これもまだまだかなというふうに思っておりますし、農産物の地産地消につきましても、国もそういう方向で進めておりますけども、なかなかそれをどういう形でどの程度進んだら、それが成果というふうな形で評価できるかというものはっきりしておりませんので、これについても未着手というわけではありませんけども、はっきりとした成果が見えていないということだろうというふうに感じております。あとははっきりと例えば電力の地産地消ということも挙げておりますけども、脱酸素の観点、そしてまたカーボンニュートラルの観点からいっても、まだまだこれについては進んでいないというふうに感じております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） お話を聞きますとかなり難しい問題が横たわっているんだろうというふうにも感じますし、私自身もそのように思っております。今後、町長ぜひそのような未着手の部分も極力成功を見るように努力を続けていただきたいというふうに思います。

質問は次に進めさせていただきます。所信表明では、今町長がご紹介頂きました多くの事業を掲げ、目標に向かって町長並びに職員の方々は一心に一丸となって進んでおられることと思います。町長の2期目の折り返しを迎え、所信表明を読み返し考えをめぐらせましたが、どうしてもイメージとしては湧くんですが具体的なものがよく分からない表現がございまして、ぜひその部分を明確にお答え頂ければありがたいなと思いますが、所信表明の締めにある「誰もが心豊かで幸福度、満足度が高く自信と誇りの持てるまちの実現」という言葉で締めておられます。これどのような町なのか、大方のイメージを開きますけど、町長分かりやすくちょっと明確にこんな町だっというものをお示し頂ければ幸いに存じます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 表現としては結構モリモリの表現になっていますので、分かりにくいというところはあるかもしれませんが、私としては住民お1人お1人が鞍手町に住んでよかった。住み続けたいと思っていただいて、自分のふるさと鞍手町だと胸を張って言えるようなまちを目指しています。一言で言えば、こういうまちっというふうに思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） なかなかね。そういった町民一人一人がというところっていうのは非常に難しいんじゃないかなというふうにも受け止めております。ただ、そこを目指すという町長の努力には感銘を覚えます。ぜひね、この所信表明で掲げたまちに一步でも二歩でも近づいていた



だきたいと思いますが、今後、どのような努力が必要だというふうに町長今お感じになられていますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど申し上げました所信表明の中で上げています。ここには未来に続く持続可能なまちを目指してということで「安全安心な鞍手町」「明るく元気な鞍手町」「人と地球に優しい鞍手町」ということで、大きく3項目を挙げています。所信表明の中で挙げているこの大きな3項目をやはり実現することとともに、住民の皆さんとどう繋がっていくのか、行政自体がどう繋がっていくのか、コミュニケーションをどうとっていくのか。それも住民の幸福度・満足度が高くなるということにも繋がることじゃないかなというふうに思います。そしてまた鞍手町が少しずつ変わっていくことによって、やはり自信と誇りを持ってもらえるようなまちに繋がっていくのかなというふうに思っています。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 新聞報道等で過去に待機児童の問題等も多く報道があった時期がございします。鞍手町は今、待機児童がいないというふうに受け止めておりますし、さらに高齢者の生活難民という買物難民、そういった方の発生ということも極力避けていく必要があるだろうということで、先ほど述べられた「のる一と」だっけ、その実証実験で公共交通の利便性、そういったものを高めておられるじゃないかなというふうには思います。ぜひね、そういった意味で、今後は、子どもの政策というのは国・県をあげてね多く大きく取り上げられております。その中で、私自身は欠けているのは、介護、そして老後の問題、老人のひとり暮らし若しくは老人夫婦のご家庭の生活の環境、買物にも行けないような状況っちゃうのはやはりあってはならないんじゃないかというふうにも思いますし、介護をしている家族の負担軽減、これに繋がるような新たな町独自の施策っていうのも考えていっていいんじゃないかなというふうに思います。非常に高齢化率の高いまちであることはゆがめない事実というふうにも感じますので、ぜひ今後の努力に期待をしたいというふうに思っております。町長その言葉を受けて何かご意見ございましたか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 鞍手町の未来に続くということで考えれば、やはり今、鞍手町もまた消滅可能性都市と10年後もやはりそういう指摘を受けておりますので、どうそれを解消するかということから、移住定住と同時に子育て支援っていうことで、少なくとも若い方たちに鞍手に来ていただき、少しでも多く子どもさん達が健やかに育つようなまちというのは一つの方性だろうというふうに思っています。と同時に今、田中議員が指摘をされましたように鞍手町は高齢化率が40%を超えているということで、高齢の町でもあります。そういった中で、当然ながら介護という問題は出てくるわけですが、私も以前はケアマネージャーをしていたこともありますので、実際に介護の現場についても承知をしております。非常に難しい問題、困難事例などもたくさん出てきます。そうした中で、やはり家族がいる方でも、なかなかそこに高齢者の人に寄り添ってもらえない家族もあれば、独居の老人の方もこれから増えてくるという問題もあります。そうした中で、国も

いろいろと施策を打ってきているっていうふうに思うんですけども、なかなか難しい状況があります。本来ならばこれを寄り添い、1人でも多くの高齢者の方たちに、この言葉といえば、やはり、幸福を感じてもらい、満足してもらえるような施策が出ればというふうなことも考えておりますけども、なかなか難しい状況でもあります。いろいろな方のお知恵を頂戴しながらこのことについても十分検討していくことが必要かなというふうに思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 今後も、その他町長の過去のご経験を活かしながら、まちづくりに向かって進んでいっていただきたいと思います。もう引退された衆議院の先生で、30年後に生まれてくる子ども達のための政治を目指しているんだと言われた先生がおられます。非常に心に残っている言葉で、どうしても今、町長のお話を聞いていてご紹介したくなります。ぜひね、そういった今後生まれてくる子ども達がしっかりと生活ができて自信を持って生活のできる、町長の言葉を借りれば、そういったまちづくりに安心をしていただきたいというふうに思っております。ぜひ努力を続けていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問へ移ります。町長が目指すまちの将来像の実現のために、多くの事業に取り組み、住民サービスの向上等を迅速に努めておられることと思います。しかしながら現在、町長室の前には決裁のために多くの職員が並んでおられます。口の悪い私の知り合いなどは、鞍手名物長蛇の列というふうにもおっしゃっている方もおられます。町長の不在のときの決裁。これが溜まってそういった状況になっているのではないかなというふうにちょっと心配をしております。そこで町長不在時の決裁、これがどのような体制になっているのか、その辺を教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えをさせていただきます。町長、副町長在庁時の決裁につきましては、午前と午後に決裁時間を設け、秘書より各課に順次連絡し決裁を受けている状況でございます。令和4年度より電子決裁を導入しておりますので、以前ほど多くが並んでいますことはございません。町長不在時の決算につきましては、副町長と課長によります庁議を月2回開催し、その中で、当月あるいは翌月の町長及び副町長の予定を事前に確認し、全職員に周知をしているところでございます。そうしたことから、町長が出張等で不在になることは、あらかじめ職員が把握できますので、事前に町長決裁を頂くようにしております。ただどうしても急いで決裁を頂かないといけない事案がございましたら、町長に確認を取り、副町長に代わりに決裁を頂いております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) そうしますと緊急性のあるような決裁。これも滞りなく決裁がおりて決裁を頂くことができて、事業の推進に何ら影響はない。そういった状況。そういった環境を整えているんだというふうに受け止めてよろしいんでしょうか。その辺をちょっともう一度教えてください。

ださい。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今、田中議員おっしゃいますように緊急性を要するものを除けば予めきちっと各職員のほうがそういう体制をとっておりますので、きちっと町長のほうの意思確認がとれているというところでございます。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) いや緊急性のあるものが大事なんです。その緊急性があるものが、町民サービスの向上や迅速化の妨げになっているんじゃないかというふうに受け止めているんですね私自身は。ですからそれを払拭するために、今回、この項目を一般質問に上げさせていただいているわけですが、緊急性の高いもの若しくは緊急に決裁をどうしても頂かなきゃいけない。だけど町長が不在だといったときの決裁はどのようになっているんでしょう。その辺をちょっともう一度教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 どうしてもその緊急的に、例えばその日のうちに町長の決裁をもらわないといけないというようなときに町長が不在であれば、先ほど答弁で申しましたように、必ず町長のほうに連絡をとりまして、そこで町長の意思、意向を確認して、副町長と協議して担当課なりが協議をして、きちっと回答するような対応するような形をとっております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) そしたら先ほど述べましたように、私自身が思っているようなことは。滞りはないという理解と。それから町長の1か月のスケジュールなのか一週間のスケジュールがよくわかんないけど、不在時、県外出張を含めて庁舎にいない、決裁が直接できないような環境にあったとしても、その辺は滞りなく決裁を頂けるような体制といったものが確立されていると。住民サービスに何ら影響がないんだという理解で受け止めていいですか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 田中議員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 次の質問として、町長がいずれにしろ多くの事業が行われていて、住民サービスの迅速化といったもの、それから、そういった環境づくりといったものの併せてお問い合わせをいたしました。

それでは、最後に職員との良好な関係と。これは町長が掲げておられる多くの事業を推進、または完了ちゅうか達成というか。達成ちゅう言葉でいいのかな。達成を目指して努力し続けて1期、その成果をきちんと住民サービスという形で実現できるというふうに理解しておるんですが、とにかく事業推進に当たっては、職員の方の気持ち、これが町長と一緒に一つになってないと進むものも進まないんじゃないかなというふうに考えます。それが組織力であったりというふうに繋がっていくんじゃないかなというふうにも理解しておりますが、良好な関係性というのは町長つくれて

いるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、私が所信表明の中で挙げました大きな項目が3つ、そしてまた小さな項目が23あります。それをどうやって達成していこうかということで、先ほども触れましたように、私1人が言うてできるものでもありませんし、当然ながら職員とともに打合せをし協議をし、そしてまた業務の進め方等で意見を交わしながら進めていくということになります。やはり職員の中でもいろいろな考え方を持っている職員もいると思いますので、考え方が違うときもあるということとは思いますが。しかしながら、お互いに町民のために、またより良い行政サービスを実現するために業務に携わっているわけですので、当然ながらそういうことが理解した上での話として、私自身は決して悪い関係ではないというふうに感じております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 職員の方々は、地方公務員法にのっとって日々の業務を遂行されている。こういうふうに感じますし、良好な関係といったことに関しましては、なかなかその空気感、庁舎内における空気感というのはなかなかちょっとこう肌で感じ取れないところもあります。町長。先ほどおっしゃいましたように、意見の違う方、いろんな意見を交換しながら、事業に取り組んでおられることだと思います。ぜひね、しっかりと意見交換をしていただいて、2期目の折り返しを迎えてね。度量の広い町長として、さらに町長としてさらに一步成長していただいて、職員との良好な関係をしっかりと構築して、我々の肌で感じるような、そういった活力のある環境、職場づくりといったものにぜひつくり上げていただいて、町長が掲げられた2期目の就任時のご挨拶や所信表明。こういったものを町長ご自身もしっかりと読み直していただいて、多くの事業が達成され、目的を達成されておられる。先ほど述べられたようなまちの実現、それに向かって突き進み、それにつながるようなそういった今後の業務の進め方といったことを期待をして、次の質問に移りたいというふうに思います。

次は、通告書にありますとおり旅費の支出と成果について、先ほども町長不在の折にということとで少し触れすぎたのかなというところもございしますが、それについてお伺いをしたいと思います。新庁舎が完成をみて安堵されていることと思います。多忙な中、何度となく国に対する要望活動、これの成果のうちの一つになるんじゃないかなというふうにも思います。そこで、国に対する陳情や要望活動、これに要した旅費や成果、これらについて質問をしていきたいと思います。筑豊地区の各市長の行動予定といったものにつきましては、日々新聞等で掲載をされておりますが、残念ながら各町長の行動予定というのは掲載されておられません。そこで、今年度町長が国に対する陳情要望、これらを含めて上京した回数といったものは、どのくらいの回数があるのでしょうか。その辺について教えていただきたい。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 今年、4月から11月末まで4回上京をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） それは陳情・要望活動ということで受け止めてよろしいんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 2番の質問にも合致するかなというふうには思いますが、5月14日から15日については統合小学校建設に伴う陳情、これは文科省のほうに行っております。と同時に、道路整備促進期成同盟会全国協議会第45回の通常総会並びに命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席しております。11月12日から13日にかけて治水事業促進全国大会及びその要望活動並びに遠賀川改修期成同盟会東京単独要望及び意見交換会に出席しております。11月18日から20日までは全国過疎地域連盟第58回総会及び全国町村長大会並びに麻生太郎代議士との福岡8区、町長との懇談。そして11月26日には安全安心のまちづくりを求める全国大会及び要望活動。これは日帰りですけども、上京した人もおります。この上京した際に常に麻生先生の事務所に寄って要望、そしてまたご相談をさせていただいているところです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 次の質問に移ります。当然この筑豊地区から行くわけですから、経費そういったものも確認をしておかなきゃいけないのかなというふうに思います。まずその出張経費というか、これは大体総額どれぐらいを今時点で出しているのかと。陳情や要望活動に関しての経費支出。これを教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 4回の状況によりまして、合計25万8,050円を支出しております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 鞍手から上京するわけですから、それなりの旅費もかかるだろうし、成果ということにと繋げていかなきゃいけないというふうに思いますけど、なかなか目に見える。先ほどお伺いしたところによりますと、統合小学校の関係は目に見える形ですぐに表れるのかなというふうにも思いますが、その他のものっていうのはなかなかすぐには成果として上がってくるものじゃないっていうふうにも思っておりますが、ただどやらなきゃいけないということなどを考えたときに、その成果というのは、これ統合小学校のほうはある程度成果が上がったというふうな形で受け止めていいのか。それとも、その他にももう既に上がっている。先ほど述べられた件について成果が上がっていることがあれば、ご紹介を頂きたいと思いますが。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 統合小学校についても、まだ成果が上がっているというよりも、まだまだこれから建設に関わる費用がかかります。その捻出をどうするかということで、これからは何度も上京する必要があるかなというふうに思っています。そしてまたこの4回の中ではありませんけども、役場庁舎につきましても本来ならば過疎地域ではあっても過疎債が使えないと。庁舎については使えないところお知恵を借りながら、過疎債を利用させてもらったりだとか、いろいろな交付金を合わせてなるべく鞍手町の一般財源を少なくするような形でご相談をさせてもらったりもしております。

す。今回要望についても、これを行ったからこうだというようなことというよりも、まず例えば主に、先ほども言いましたように道路だとか河川の関係の全国大会だとか、または単独要望だとかいうようなことで上京するわけですが、基本的には全国大会と要望活動等を一体として上京しております。例えば道路や河川治水に関する全国大会には必ず県の関係する課長さんたちが随行でお見えになります。県から参加する各市町村長のサポートをされているんですね。そしてちなみに道路関係では県土整備部長。またはNo.2の技官の方が、サポートとしてお見えになることがあります。そして各全国大会において各県の市町村長の参加率が、それぞれの県の、国からの予算獲得に影響があるというふうに言われております。特に道路4団体の先ほど言いました安全安心の道づくりを求める全国大会では、国土交通省の職員がビデオカメラで参加している市町村長の顔を全部ビデオで撮っております。そしてなおかつ参加者名簿、国土交通省の各課長さん達にお配りして、要望活動に来た際には参考にしてくださいというように司会者が言われているわけですね。そういうこともあって全国大会に参加することが、1つは県の予算獲得の一助になっているのではないかと、いうふうに思いますし、同時に大会終了後に衆参の国会議員のところに対して県の課長さん達と一緒に要望活動に行きます。そういうこともあって県の課長さん達とも親近感というか、よく話ができる関係もつくることができます。そういった意味で、県庁のほうに上京する際に今度は町の要望を県に持っていくときにも話もしやすくなりますし、スムーズな要望活動もできているというふうに思っています。と同時に、先ほども言いましたように、上京する際に必ずと言っていいほど福岡8区選出の代議士の事務所のほうに伺って先ほども言いましたように、町個別の要望そしてまた相談等をさせていただいております。その際にいろいろアドバイス・助言を頂いたり、実際にそれを中央官庁のほうに言っていただいたりというようなこともありますので、具体的にこれでどうだと。これをしたからこういうような成果になっているというようにするのはなかなか先ほども言いましたように目に見えにくいところではありますが、先ほど言いましたように、鞍手町の中での県事業を考えてみますと、一時期止まっているときもありましたけども、今県のほうで鞍手町の要望に沿って順調に事業もしていただいていると思いますので、県との良好な関係もこういった上京の際の全国大会への出席や一緒に要望活動行くことによって、関係が構築されているのかなというふうに思っています。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） いろんな人との繋がり、そして町と県の繋がり、国との繋がり、こういうものっていうのは、是非ねしっかりと構築していかなきゃいけないものだということは、これは誰しもが分かっていることだと思うし、多少町政に絡みを持っている人間といったものは、そういったものの構築というのを常日頃から考えながら行動している、活動しているものだというふうに理解をしております。そういったものっていうのは先ほど町長がおっしゃったように、なかなか今日行ったから明日できたっていうことには繋がらないものが多々あるというふうには思います。ただね我々もいつ町長がどこに行って何やっているんだって聞かれたときに、何にも情報が無い。そういったことでなかなか町民の方も町長の苦労というか活動という、そういったものを受け

止めにくくなっている環境であるんじゃないかなということは考えられます。国への陳情や要望活動については想像以上の緊張感、これをもって相手と接しておられることだと思います。その費用もかなり大きなものがあるんじゃないかなというふうにも思います。全部そろって年度途中ですので、町長の上京の回数が多いのか少ないのかっていうのが判断はいたしません。過去の数字の比較をしておりませんのでそういったことはいたしませんし、経費につきましても、必要な経費を支出されているんだろうというふうに考えております。それよりも実績や成果、これが大事なことに繋がるんじゃないかなというふうにも考えております。ぜひね、そういった情報といったものを共有できるような体制もしくは形、そういったものを今後ぜひ前向きにご検討頂いて、そういった情報提供等をしていただければ、我々もさらに町のために活動ができてくるんじゃないかなというふうに感じておりますので、ぜひねその辺は積極的に取り組んで頂きたいというふうに思いますし、先ほど質問をさせていただきました、町長が不在にしているとき事務が滞っているのではないかとこの懸念を持っておりましたけれども、担当課長のご答弁によって、その辺は滞りなく進んでいるんだというふうに受け止めておりますが、住民サービスの向上のために事務の円滑な遂行と職員の負担軽減のためにも公務について費用対効果。これはしっかりと見ていただきたいと思いますし、その回数並びに内容これについても慎重にご判断を頂いて出席等をして頂きたい。精査をして頂きたいというふうにも感じております。さらにトップセールスとして、町長が行うべきものが上京に伴う陳情・要望だけではなく、県外出張といった形のものも数多くあるというふうに思っております。その目的や行程、これについては明朗快活な町長のことでありますので、何ら問題はないというふうに思っております。今回は、国への陳情及び要望活動に関する町長の上京。いわゆる東京出張に関して伺いをいたしました。本日はこれをもって町長にそれらのことをお伝えして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○的野信之議長 以上で田中二三輝議員の質問を終了します。

次に、8番議員 石井大輔議員の質問を許可します。

## 一般質問 ② 石井大輔議員

質問者：石井大輔議員

答弁者：町長、

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 8番 石井大輔です。通告に従いまして一般質問いたします。まず、防火水槽についてです。火災発生時に消防団が使用する水利の中に防火水槽があります。現在、町内には何箇所防火水槽があり、管理・所有は誰が行っているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長より答弁させます。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。町内の防火水槽につきましては、令和6年11月末現在で157箇所ございます。管理につきましては基本的に地域の消防団にお願いしておりますが、漏水など修繕対応が必要な場合につきましては、町の費用負担において対応しております。以上です。

○的野信之議長　石井議員。

○8番（石井大輔議員）　その防火水槽ですが、安全対策は十分にできているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　この件につきましては担当課長より答弁させます。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。町内の防火水槽は地下に埋められて蓋のついた有蓋式防火水槽が大半ですが、蓋がついていない無蓋式防火水槽も6箇所ございます。無蓋式防火水槽はフェンスで囲み、容易に信用できない構造となっております。防火水槽での事故は起きにくいと考えておりますが、藻の発生や土砂の堆積などの管理上の問題はあると考えております。以上です。

○的野信之議長　石井議員。

○8番（石井大輔議員）　今、説明頂きましたように防火水槽の種類ですが、コンクリートでしっかりできていてマンホールの蓋のようなものを開けて使用するタイプと、あとプールのような、何も上に蓋のないタイプとあります。これ設置するときにはどのような基準で設置をされたのでしょうか。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　基準につきましては消防法の規定に基づいて設置をしておりますが、古い防火水槽につきましては現状を確認した上で負担が無いというふうな形になっております。現時点では、蓋のある部分で設置をしておるというふうな状況です。以上です。

○的野信之議長　石井議員。

○8番（石井大輔議員）　先ほど課長のほうからも答弁がありましたが、蓋のない防火水槽というのは、やはりコケが生えて、あと落ち葉が入るため、定期的に頻繁にメンテナンスが必要になる上に、後設置しているフェンスですが、約1メートル程度の低いフェンスの設置になっております。決して安全とは言えない状態で蓋を設置するなどの安全対策が必要と考えますが、その点をお尋ねいたします。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。今後、蓋を設置するなどの検討が必要になるとは考えております。以上です。

○的野信之議長　石井議員。



○8番（石井大輔議員） 私が確認した中では、先ほど答弁の中では6箇所とありましたが、7箇所程度蓋のない場所があると思いますので、決してこの157箇所のうちの何十箇所もあるわけではないので、ぜひ前向きに蓋の設置を検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは続いて次の質問に入ります。水害についてです。11月1日の夜から2日の明け方に降った短時間大雨による被害状況をお尋ねします。もし分かれば、農業関係の被害状況もお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件についても担当課長より答弁させます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。町内における被害といたしましては、中本町地区において2件の床下浸水が発生しました。また、中山北区、猪倉区、中本町区内の町道の一部が冠水し3箇所の通行止めを行っております。以上です。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 次に農作物の被害状況でございますが、11月2日に町内の巡回を行いまして、多くの地域におきまして農地の冠水を確認しております。雨の降った時期が稲刈りの周期に当たり水稻への大きな被害は身請けられませんでした。野菜におきまして収穫時期を迎えておりましたブロッコリー、そして苗の植付けが終わったイチゴで冠水の被害を確認しております。被害額につきましては、それら農作物が全量被害が出た場合の見込みの額といたしまして、県の野菜被害額算出基礎資料の飯塚農林管内におけます収量及び価格の平均値と、生産者から提出されました営農計画書の作付面積から算出をいたしまして、ブロッコリーで1,237万5,000円、イチゴで4,272万7,000円を被害見込額として県へ報告しております。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 私も課長と同じように早朝より巡回したところ広範囲にわたり冠水していました。これの大きな原因といいますか何か原因っていうのは特定されているのでしょうか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 今回の11月1日からの、まず雨量が24時間で132mm、11月2日の雨量のほうで100mmを超えておるような状況でした。総量232mmということで、かなり大きな断続的に雨が降ったというところで、この分が被害を起こしたというふうには考えております。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） ちょっと難しい質問だったのかなと思います。今回、実際、床下浸水が2件、そしてあとブロッコリーの被害、そしてイチゴの被害とかなり高額な金額を今聞くことになったのですが、今回例えば床下の消毒だったり、あとはそういうふうな農産物であったりに対して、補助等町のほうは何か考えているのか。政府がもう先に実行したのがあるのか。お尋ねいた

します。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。床下浸水の消毒の関係につきましては、健康こども課のほうで対応をいたしました。以上です。

○的野信之議長　産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長　お答えをいたします。先ほどの被害額につきましては、これはあくまでも机上の計算ということでご理解のほうをしていただきたいと思います。今後、被害に遭って作物がどのように成長して販売につなげていけるのか、その量は今のところ分かっておりません。で先程申し上げた額は机上での額ということでご理解のほうよろしく願いをいたします。そしてまずその被害の補償につきましては、補償制度というのがございます。これは農災の農業共済というものがございしますが、これはあくまでも、米、麦、大豆、畜産等に限った補償でございまして、今回の野菜、イチゴにつきまして補償はございません。そして本町におきましてもイチゴ、野菜に対する補償制度はございませんので、この件につきましては、被害等につきましては農業者において加入されております保険で対応していただく形になろうかと思えます。以上でございます。

○的野信之議長　石井議員。

○8番（石井大輔議員）　今の課長の答弁で生産者の方は本当大変にご苦労されていることだろうなと思います。これもやはり全てもう本当にこの鞍手町で今問題になっている水害、治水対策っていうところに結びついてくるんだと思うんですが、何ていうんですかね六田川の六田橋の周辺で、今バイパスができた分、ちょっと田んぼの面積が減って遊水機能していた田んぼが減って。低地域の住宅の冠水が心配されるところですが、毎年のように様々な場所で冠水しています。対策の進捗状況等教えていただけたらなと思います。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　先ほども田中議員の答弁の中でもお答えしましたように、六田川が流域を中心とした浸水被害は何年かに一遍起こっております。私自身も平成15年からこの六田川についてはずっと関わっておりますが、なかなか答えが出ないということで県にも相談をし、そして先ほども言いましたように遠賀川河川事務所も相談、水利解析を行っていただきながら検討をずっと続けているところです。最近になって国土交通省も考え方を少し変えておりまして、以前では大きな河川に早く水を流していこうということが国土交通省の基本的な考え方でしたが、それで大きな河川自体が決壊をするということで、非常に大きな被害が出たりしております。これは全国的の中でそういったことから、今回、一定の水を流域で溜めようということで流域治水っていう考え方が、今国土交通省の中ではあります。これは要するに調整池または調節池、また田んぼダムのようなもので水を一時的に溜めて、そして徐々に排水していくという考え方ですが、この考え方にもよりまして、何とか六田川流域についても治水対策ができないものかなということで、先ほど言いましたように国土交通省の遠賀川河川事務所のほうと今協議をしているところです。いずれにしても、鞍手町自体が底地でもありますし、そしてまた勾配のない町でもありますので、なかなか対策も厳

しい中での対応になるというふうに考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) 今町長のお話の中でありましたように、やはりもう町の中で一定の時間水を溜めておくというのが本当に必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、この田んぼが遊水機能として遊水地域として機能する上で、農家の方々というのは水を溜めることに対してのご理解っていうのはどの位あるもののでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 直接農家の方とそういったことについてお話をしたことはありません。ただ稲作ですと湛水時間がどれぐらいまでなら、先ほど補償の話がありましたけども、補償の対応にならないとかいうようなことはあるようです。と同時に野菜、先ほど言いましたように野菜とかはなかなかそういう難しいというようなことで、直接農家の方と湛水についてお話ししたことは私自身はありません。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) 本当に田んぼの多い地域で、水を溜めるのにやはり農家の方々の理解があれば田んぼを遊水地として、遊水機能を使うことができるんですが、やはり麦を刈った後とか、そういうときに大雨が入ってくると1箇所偏って、そのあとの清掃が大変だとか、かなり大変なこともたくさんあると思います。そこで私としては、鞍手町では冠水するところが1箇所ではなく、町中数箇所ございます。調整池を効果的と考えるんですが、調整池の設置っていうのは難しいのでしょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 調整池については、平成28年に六田川治水対策計画案について、3箇所の調節地、河道拡幅を計画しておりました。しかし用地の取得が事業用地の取得が難航していること、そしてまた事前のボーリング調査において地下水位が六田川と連動しているとの結果から、調整池の貯留機能の阻害が懸念され、本計画の推進が困難な状況となっております。このことから、現在先ほども言いましたように、国土交通省の遠賀川河川事務所において、用地地下水の諸問題やインター周辺の開発状況などを踏まえた上で、六田川治水対策の実現に向けた調査解析、新たな対策案を検討していただいている状況です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) 県、国ともう恐らく何十年にわたりずっと相談して良い方法がないかという解決に向けての相談がなされていることだと思います。調整池といっても様々なタイプがありまして、今おっしゃるようにボーリング調査をして、そこに適正かどうかっていうのを調べる方法の穴を掘ってつくるタイプと、そのほかにあるのが宅地と同じ高さに大きなプールみたいなものをつくって、そこに一時的に水をくみ上げて後日放水するというような仕組みのものもあるみたいです。そういうものは災害時以外、スケートボードパークやバスケットの練習場として使用することが可能になり、鞍手町に不足している遊び場の拡充にもつながると思います。岡崎町長も議員時

代より治水対策について何度も勉強され、質問も数多くしてこられている模様です。この問題を解決できるのは岡崎町長ではないかと考えますが、岡崎町長のこの治水対策に何としても解決するんだという強い決意がございましたら教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど、田中議員の質問にもありました。そしてお答えもさせていただきましたが、この２期目の中でも重要な課題だというふうに考えております。私に対して過大な評価を頂いておりますけれども、本当に、なかなか厳しい状況の中で、これをどうしていくかということはどう常にも私にとっては２０年以上の課題でもありますので、何とかしたいというふうに思っております。同時に私自身、平成１１年に議員をさせていただいた１番最初の議会開会時に大雨になりまして、私が整骨院をしておりましたが、そこが床上浸水まであと３ｃｍというようなところまで水が上がってきました。そういった生まれて初めて水の怖さを知ったことでもあります。そういったことから何とかこの治水対策は進めていきたいというふうに私自身思っておりますので、石井議員におかれてもいろいろとご協力その他頂ければというふうに思います。

○的野信之議長 石井議員。

○８番（石井大輔議員） 本当にぜひやっていただきたいと思います。応援しております。また本当にこの鞍手町では、第５次鞍手町総合計画後期基本計画や鞍手町立地都市計画など様々なところで治水対策を取り組まれています。ぜひとも岡崎町長の任期中にぜひ達成していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。町立体育館についてです。使えなくなって随分と長い時間がたつと思いますが、ステージの照明・音響っていうのはなぜ修理しないのか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 この件につきましては、教育課長が答弁いたします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。体育館ステージの照明・音響等については、今、石井議員の言われるとおり故障して使用ができない状況となっております。現在では、体育館のステージを使って行う町の行事っていうのが元気まつりのみであり、そのときに使用する照明・音響等も委託した業者が設置して使用しております。現在、体育館でのイベントも少なく照明や音響の利用状況を見ると、体育館の利用に支障はないと考えておりますので、現時点での修理を行うことは考えておりません。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○８番（石井大輔議員） 課長の答弁のとおり今までであれば、それで良かったのかもしれませんが。しかし、今後、小学校の統合により剣南小学校の生徒が来年の２学期より仮校舎としての授業がスタートいたします。通常の授業のほか感謝集会や入学式、卒業式と様々な場面で体育館を使用することが見込まれています。また、アリーナの壁ですが劣化でささくれて、あと釘が飛び出たり

して、服が引っかかったり手を切ったりとかそういうふうな事例が私のすぐ周りでもものすごく起きております。その辺何か対策をされるのか。先ほど課長の答弁では修理はしないというふうにおっしゃっていたんですが、そういうのも踏まえ答弁のほうお願いいたします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。最初の照明・音響、仮設校舎が建って南小学校の児童が使うということですが、体育館施設としてそちらのほうは使って式典等は公民館の中の第1研修室等で行えるというふうには考えております。あと体育館アリーナの壁についてですが、破損していることっていうのはこちらのほうでも確認しております。その中で、一応ちょっと業者さんのほうをこちらのほう来ていただいて話した中で、床から180cmまで破損している部分を修理したときの費用で約200万円。壁全体を修理した場合で300万円の費用が必要と試算されております。その金額がかかるため、現在は破損した部分については、職員が板を張って応急的に対応しております。今後についてですが、現状を注視いたしながら部分的か、また全体に修繕を行うか、町執行部等を協議を行って修繕を行う場合には予算確保に努めていきたいと考えております。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 課長のほうがもう既に見積りを出していただいているということで、壁のほうは安心ですが、やはり隣に中央公民館があるからと言って中央公民館の会議室を使うっていう案だけではなく、やはりその体育館をあらゆる教育の場面で使えるように、通常の小学校のすぐ横にある体育館と同じように使えるようにしてあげる必要があるのではないかなと考えます。剣南小学校の子ども達そして保護者の皆様には本当にもういろいろな部分で我慢していただく部分もこれからもありますので、その辺はぜひとも立派なものをつける必要はないかもしれませんが、マイクとせめてボタン押したら電気が点く位の設備は整えていただきたいなと思います。やはり先ほどありましたようにお金のことになりますが、町長のお考えもお尋ねしてよろしいでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど教育課長からも答弁がありました。当初の統合小学校については現教室を利用して、あそこ運動場に新たな校舎を建てるというような計画でありました。しかしながら、当然その2年半なりの3年近くの工事期間中に、騒音そしてまた動線の工事車両と子ども達の登校との動線が交わる等の危険がある。そしてまた新たな小学校の設計自体にも、より幅広い観点から設計ができるようにということで仮校舎を体育館の横につくるということで、私自身決断をしたわけですが、しかしながら、そのことによって約3億円の予算がかかるようになりました。これは想定外の予算でもありますし、町の財政からすれば非常に厳しい中での決断でもありました。それは先ほど石井議員が言われましたように、剣南小学校に通っている生徒さんたちのやっぱり教育環境を考えると、仮設校舎をつくったほうがより教育環境としてはよくなるんじゃないかというようなことから決断でもあります。そういったことから、これからの令和7年、8年、9年にかけては、非常に厳しい予算編成になります。そういったことも考え合わせて、現この町営体育館の改修につ

いては検討していく必要があるかなというふうに思います。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） お金の部分は私も十分に理解しているつもりですが、やはり、それ以上のものがここにはあると思います。ぜひともお金の部分でお話があったときにはもう前向きに積極的に出していただけるようお願いいたしたいと思います。そしてまた、剣小学校の生徒、保護者、そして教職員の皆さんに快適に使用していただけるよう対策をお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。新庁舎が完成して引っ越しが終わった後、現庁舎とくらじの郷の備品についてです。新庁舎移動後、使用しなくなった備品はどうするのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては、教育課長が答弁いたします。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。まず備品を大きく分類いたしますと、机、椅子などの什器類、各課の業務に必要な機械器具類に分かれます。機械器具類につきましては、その大半を引き続き新庁舎で使用していくことになりますけども、什器類につきましては、今回、新調をいたしておりますので、現庁舎の什器類はほぼ残していくことになります。また、総合福祉センターの什器類については比較的新しいことから、活用できるものは中央公民館などの公共施設のほうで使用する予定としております。その上で残る備品につきましては、個別の行政区からもご相談というか要望もあっておりますので、まずは区長会等の公共的団体に対してその活用をご案内したいと考えております。また備品以外にも電子化によりまして不要となった消耗品類などもかなりの量を役場の中にありますので、まだ具体的に決定しているわけではありませんけども、町民の方を対象としたバザーや競り売りなどの方法で処分を進めていくことを今後検討してまいります。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） やはりかなりたくさんの品物が不要になっていくんだなと思います。私も調べたところ全国的に行政、学校関係とかそういうところで使用しなくなったものをどういうふうに分・処理しているのかを調べました。全国的に業者販売等するっていうケースっていうのは本当に少なく、大体今課長がおっしゃられたように現地販売、あとは現地のオークションとか、現地で入札会をしたり中にはインターネットのメルカリをフル活用して販売したりとか、そういうふうなケースもありました。本当にどんな小さなものも絶対に売れないということはないと思いますので、そういうのもぜひ参考にいただき、不要な備品を1点でも多く購入していただけるような努力をお願いしたいと思います。簡単であります、私の一般質問、以上で終わります。

○的野信之議長 以上で石井大助議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩いたします。

—— 休憩 2時16分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 2時26分 ——

会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

次に、5番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

一般質問 ③ 野口美恵子議員

質問者：野口美恵子議員

答弁者：教育長

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 5番 野口美恵子です。では通告に従いまして一般質問を行います。鞍手町における現在の不登校の児童生徒数についてお尋ねいたします。つい最近の報道によると小中学生の不登校児童生徒数は2023年度は34万人を超え過去最多となったことが文部科学省の問題行動動向調査で分かりました。そして、低年齢化が進んでいる深刻な実態が浮かんできているそうです。2022年3月議会にこの件について一般質問いたしましたが、そのときの答弁は小中学校の登校児童生徒数は20数名とのことでした。以前の一般質問より2年半以上経過しておりますけれども、今現在の鞍手町の状況はどうなっているかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 令和6年度10月現在でございますけれども、小中学校合わせまして不登校が32名います。そして町の支援センターのほうに小・中学生合わせて7名ほどおります。以上です。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 一人一人不登校の子の原因があると思いますけれども、一人一人の原因を調査してあって、その状況を把握してあるんでしょうか。お尋ねします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 毎月学校でアンケート等を活用いたしまして、月例報告というのを実施しております。それで一番多いのは、小学生・中学生とも無気力不安定が約50%を占めております。次に多いのが、小学生が生活のリズムの乱れ12.6%、中学生は生活のリズムの乱れ10.9%、3位になるのが、小学生の場合は親子の関わり、これが12.1%、中学校は友人関係が10.6%等々、多岐にわたって要因がありますので、主な3位までは、そういったものが上がっております。以上です。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） やはり私が想像していたとおり、2年前よりか相当不登校児童生徒の数が多いうのが分かりました。一人一人原因を探る必要があると思いますけれども、様々な要因が複雑に絡み合っているというのが分かりました。短時間では難しくて長い時間が必要なことが多くて健全な親子関係の構築、あるいは子どもさん達の心のケアにも焦点を当てたアプローチが必要だと考えられます。

では次に、不登校児童生徒の未然防止と早期発見対応の組織的な取組の推進についてですけれども、教育指導員を2名雇用して中央公民館に適用教室を開室したそうですけれども、それは週5日開いているのでしょうか。お尋ねします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 中央公民館にあります支援教室につきましては、毎日月曜から金曜日まで毎日午前中しております。要望によっては午後面談をしたり、教育相談を行ったりと保護者ですね。そういったことも行われております。以上です。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 中央公民館のほうに出かけられる子はいいんですけれども、それも出かけなくて、家のほうにずっといるという子どもさん、生徒と児童がいらっしゃると思うんですけど、そういう場合は家庭訪問にお伺いとかしているのでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 家から出られない子どもにつきましては、学校のほうで単にまたは支援加配補導等々ありますので、そういった先生方が家庭訪問を実施するようにしております。以上です。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 最近、小学校のフリースクールとか通信制の中学校とかありますけれども、そういうフリースクールや通信制の中学校に通学している生徒の把握もできているのでしょうか、お尋ねします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 フリースクールについてはございません。そして中学校のほうには校内支援センターというのを設けておりまして、中央公民館の支援センターに行かなくても中学校の中で支援できるようにしております。その中にはできる授業、いける授業のときは行く。そして、なかなか行きづらいときには支援センターの中で自学自習をしたり、または先生方が空いている時間に子どもの様子を見に来たりというふうなことをしております。またあそこには支援員さんを1名常駐させておりましていろんな話をしたりというふうなことをしたりして、なるべく教室のほうに足が向くような方向で取り組んでおります。以上です。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 教育委員会点数評価についてというところの報告に教育指導員を2名雇用して中央公民館に適応指導室を開室したそうで、中学生2名が高校受験し合格して小学生3

名の不登校が解消し小学校に通学できるようになったという報告がありましたけれども、それは、今現在、人数とかは結果っていうこと、現在の人数が分かりますか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 町支援センターには現在中学生が3名、小学生が4名おります。外数といたしましては小学生1名が復帰しております。以上です。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 先ほど教育長の答弁で通信制の中学校に通っている生徒はいないっていうふうにお聞きしましたがけれども、私の知る限り最低1名がそういうところに通っている生徒を知っているんですけれども、ほかにそういう生徒がいるっていうこと把握、最低私1人知っているの、そんなことご存じないっていうことですかね。お尋ねします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 通信制の中学校に行っているということは承知しておりません。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） そうしたら私が個人的に知っている家庭の人が中学校のほうに報告してないっていうことですか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 中学校のほうから通信制の中学校に通っているということは聞いておりません。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 私は最低1人知っていますので、ほかにも何人かいらっしゃるかと思っていたんですけど、今の答弁でそういうことが分かりましたけども、そういう通信制の中学校にいらっしゃるということも、中学校そして知っておいたほうがいい事実だと思うんですけれども、家庭の事情もいろいろありますから公にしたくないっていうこともあるんですけれども、そういう方がいらっしゃるということは事実なので、今後知っておかれたほうがいいのかと思います。

今年の鞍手中学校の卒業式に出席したんですけれども、そのときに校長先生より5名の生徒には別の日に卒業証書を渡すっていうふうにお聞きしたんですけれども、その5名っていうのも不登校の子と考えてよろしいのでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 不登校でなかなか学校に来られない子ということで承知しております。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 分かりました。

そしたら、次の3番に移ります。保健室登校の児童生徒数というのは、現在、小学・中学校でいるのかどうか、お尋ねします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 保健室登校につきましては、小中学校ともに0名でございます。以上です。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 学校には行きにくいんだけど保健室に登校しているっていうのは報道とかニュースとかで聞いたことがあるんですけども、鞍手町では無いということが分かりました。今後、登校児童生徒の取組について、何が1番大事か教育長のご意見をお願いします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 不登校対策で1番大事なのは不登校になってからでは遅いので、グレーゾーンのときにどれだけ力を入れて不登校を解消していくかということで、また原因を追求することではなくて、どうしたら学校に来られるようになるかといったことを親や子ども達と相談していきながら学校に来られる環境をつくっていくのが1番大事じゃないかというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） いろいろな分野の複数のメンバーで、今後とも不登校生徒児童のフォローを続けていってくださるようお願いいたします。そして、来年度の卒業式にはなるべくその不登校児童が1人でも減るように期待したいと思います。これで私の答弁を終わります。

○的野信之議長 以上で、野口美恵子議員の質問を終了します。

次に12番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

一般質問 ④ 西藤典子議員

質問者：西藤典子議員

答弁者：町長、教育長

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 12番。通告に従いまして質問いたします。まず町長に質問いたします。令和3年3月議会で鞍手町の男女共同参画基本計画によりますところの役場の係長級以上の女性の割合目標について質問いたしました。12月議会では、令和6年度までに係長級以上の女性職員の割合を平成27年度実績約17%から8%引上げ25%にするという目標を掲げていますという答弁を頂きました。令和6年度も終わりに近づいております。現在の目標の達成状況とその内訳についてお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 町長ということでご指名でありますので、私から答弁をさせていただきます。鞍手町特定事業主行動計画及び第4次鞍手町男女共同参画基本計画において、令和6年度までに係長級以上の女性職員の割合を先ほど言われましたように、平成27年度の実績18%から25%以上にするという目標を掲げております。令和6年12月1日現在の係長級以上の女性職員の割合は37%となっております。内訳は課長級が14人中2名で14.3%、課長補佐級が1人中1

人で100%、係長級が39人中17人で43.6%です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 目標は達成されたと25%以上。もっと高く37%まで実現されたということで非常にうれしく思っております。ただ男性は63%に対して、女性の係長級以上の職員は37%ということでございますので、まだ平等とは言えないわけでございます。第3次基本計画の期間が2019年度から2024年度までの5年間となっております、今のような結果を頂いておりますが、これをさらにどのような目標をお持ちでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した現行の鞍手町特定事業主行動計画は、令和6年度までの経営計画期間となっているため、今後新たに女性の職業生活における活躍の推進に関する取組内容やその目標値を設定しなければなりません。現在の鞍手町の係長級以上の登用率は全国的に見ても決して低い数字ではなく、むしろ高いほうだと考えております。この計画の改定を行う際にも現状数値を維持できるよう、また少しでも多くの係長級以上の女性職員を登用できるよう努めていきたいと考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことで町長のお考えが分かりましたけれども、やっぱり全国的にも女性の地位向上、ジェンダー平等、これを今後全国的にも実現していかなきゃいけないと思うんですけれども、そういうためにやっぱりいろいろな条件づくりが必要ではないかと思えます。今後さらに女性職員の割合を増やしまして本当のジェンダー平等を実現するまでには、どんな課題の解決が必要と町長はお考えでございましょうか。町長のご見解をお伺いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 課題といたしましては、出産・子育てと仕事の両立が可能な職場の環境づくりが必要というふうに考えております。最終的なジェンダー平等というのは、当然ながら男性女性の区別なく適材適所で登用してくるということではないかなというふうに思います。鞍手町の一般的な職員の割合からいきますと女性の職員が62名おりまして、42.3%が女性の職員ということですから、50-50になれば平等というわけじゃなくて、職員の比率によってこの比率になるべく近づくようなことが男女平等ということになるかなというふうに考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことで是非町長が率先して実現のために、今後も努力をしていただきたいと思いますのでございますが、やっぱり今まで以上にジェンダー平等を実現する。これ職場環境。ライフワークバランスということがよく言われますけれども、男女が仕事と家庭の両立ができるような職場、そしてこの地域鞍手町ということですね。こういったことの実現がないと、これ以上、女性が進出するということは非常に難しいのではないかと考えております。まずは鞍手町役場の中でも働きやすい状況、やっぱり男性が遅くまで働かなきゃいけない。残業は多い。そういったような状況にありますと女性もなかなかワークライフバランス、そういったことの実現には

繋がりにくいということにもなります。そしてさらには鞍手町全体で、そういった研修を進めていただく。最近の教育を進めていただく。そういう意味から将来ともに本当にジェンダー平等が実現できるようお力添えをご努力をお願いしたいと思うところでございます。

次の質問に移らせてもらってよろしゅうございましょうか。次の質問に移らせていただきます。次の質問は、何度も私質問していることでございますが、自衛隊からの自衛官の募集対象者に対して町内の住民の個人情報提供するようにという要請が行われているということ、周知のとおりでございます。来年度の対応についてお尋ねしたいと思っております。今年の3月議会におきまして、私は名簿が提出せず除外修正を受けた上での住民基本台帳の閲覧という方式への変更を要望いたしましたが、来年度どう対応されるおつもりでございましょうか、町長の見解をお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長より答弁させます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。鞍手町では鞍手町自衛官等募集対象者情報の外部提供に関する事務処理要綱を定めております。要綱では第3条第1項で町長は福岡地方協力本部長から募集対象者情報に係る資料の提供を求められた場合は、募集対象者情報を住民基本台帳から抽出し提供するとしております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） それでは提出されるということでございますが、今までこれ確認したことがなかったんですけど提出の形式。町によってはシールにして提供しているところもあると聞きますが、どのような形式で提供されるのでしょうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。提出の形式ですが、要綱では募集対象者情報を住民基本台帳に記録されている情報のうち氏名、生年月日、性別及び住所としています。これまで、これらの情報を名簿化し紙媒体で提供しており、次年度も自衛隊から資料の提供を求められた場合にはこれまでと同様の形式で提供する予定です。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 今までどおりということで、くれぐれもシール等というような形はとっていただかないようにお願いしたいと思います。除外申請制度が昨年、今年度からですかね制度として取り入れていただきまして、ただ、まだ現在の段階では除外申請制度周知徹底していないと思います。だから、多くの対象者の方にとっては知らないうちに個人情報が提供されているという状況があるのではないかと思います。やっぱり個人情報を提供するという場合、本人の確認といたしますか連絡、これが必要ではないかと私は考えますがどうされますでしょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。自衛隊への資料の提供につきまして個別に連絡を

することは予定しておりません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 是非、そういう対応をお願いしたいと思うところでございます。

次にこのようにまだ除外申請制度、昨年、今年度お2人というようにございましたが、まだ周知徹底していない。特にそういうふうに本人への連絡をしないというのであれば、やっぱりこういうことを町はしているんだということ。これはやっぱり徹底してお知らせする。対象者にお知らせするということが必要だと思います。来年度に向けて除外申請制度の周知のためにどのような対応をされるおつもりでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。町のホームページでは1年を通して自衛官等募集事務に係る対象情報の提供についてのページを設けており、庁舎内にもポスターの掲示を行っております。また要綱では、除外申請の申請期間を当該年度の4月1日から5月末までとしており、3月から5月にかけては広報紙・ホームページにて除外申請開始の広報を行う予定です。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員) ぜひ丁寧な周知の徹底のやり方をとっていただきたいと思っているところでございます。

では、次の質問に移らせていただきます。次の質問は、学校給食用の地元食材の確保についてということでございます。鞍手町におきます農業振興施策の現状について担当課のほうにお尋ねいたしましたところ、この15年間に農業の就業者数は約半減しておると。そして、就業者の平均年齢は64.1歳。こういう状況ですね。特に年齢階層を見ますと65歳以上が圧倒的に多いとね、そして若年の方は非常に少ない。今後、10年、20年鞍手町の農業のことを考えますと、非常に細かい思いをするわけでございます。それで私はこの間から学校給食において、地産地消していただきたいというようなことの意見を述べてきたわけでございますけれども、やっぱり農業を学校給食を充実させることによって農業の振興を図るというような取り組みが全国でもかなり行われているわけですね。食材につきましても学校給食用として補助金を出して町が買い上げる。そういうことで契約して、新しい農産物の生産とかあるいは担い手とかを増やす。そういったような事例も聞いております。そういったことがありますのでぜひこういう立場で進めていただけたらと思うわけでございまして、実施までにまだ3年ありますので地場食材の使用による地域農業の振興にも連携可能な地産地消の学校給食の実現。こういう具体的な検討をぜひ進めていただきたいなと考えておるところでございます。統合小学校の学校給食の共同調理場では、小学校の自校式と中学校分合わせて1,100食の調理と配食を行うと聞いております。まず、現在の段階で町内で充足可能な学校の給食用の食材としてはどのようなものがあると把握されておりますか。お伺いいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 地元で収穫するものに関しましては、野菜をサングリーンより購入しており12月はキャベツ、大根、春菊、サツマイモ、卵を使用する予定です。このほか食材として白菜、

ナス、キュウリを使用しております。お米につきましては委託事業をしておりますので、鞍手町のお米を使うことはできておりません。また、大量の食材を安定して供給していただくかはなりませんので、学校給食では食材費の高騰・不作に関わらず安定して供給することができることが望まれます。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 今の答弁のキャベツとか大根とか、そういった白菜とかこれはもう現段階で1, 100食分の調達ができるということでございますか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 野菜に関しましては調達できるというふうに考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことであり非常に心強いと思います。

それから次の質問としましては、昨年の9月議会の答弁では自校炊飯を実施する予定で鞍手町産のお米を使用するなど、地場食材の使用も可能にしたいと言われておりました。先ほどまだ実績がないということをおっしゃってございましたけど、もう3年後でありますのでそろそろ鞍手町産の米の購入先とか品種とかそういったことについては検討されるべきではないかと思いますが、そういったことはどうでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 現在のところ、生産者などと直接的な交流・意見聴取については連絡調整できるシステムは構築できておりません。現在は直鞍農協のサングリーン鞍手さんに学校給食側、生産者側の調整役としてご尽力していただき、季節に応じて出荷できる野菜等々を低コストで収められております。お米につきましては、今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） ぜひもう3年というのはすぐ経つと思うんですね。野菜は話し合いをして、こういった野菜の栽培に力を入れようとか量産しようとかいうようなこともあっても、すぐにできるわけじゃありませんから、施策ということも必要になるのではないかと思います。昨年の9月議会の答弁で、今年の9月議会の答弁で、今、教育長おっしゃいましたが地産地消の課題として、大量の食材を安定して供給することも困難性があるため、今までは福岡県が学校給食会から多くの食材を調達しながら一部地元で収穫される野菜をサングリーンより購入しておりますということでした。今さっきから答弁があってございましたけれども、やっぱりもう早く一刻も早く地場食材の活用と整備されるし調理所施設を活用した学校給食の鞍手町における学校給食の充実のために、一刻も早く学校給食の担当者や栄養士さん関係する生産者等との交流や意見聴取の場を設定していただきまして検討を進めていただきたいと思います。今後の見通しはどうでございましょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 現在、統合するまでにいろんな面で教育面とか学校運営とか、その他もろもろのものを今計画中でございますので、まだそこまでは至っておりません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 事情も分かります。ただね、やっぱりもう3年後の実施のためには、早く取りかからないといけないのではないかと思います。今この秋、米が不足して米価が高騰して、今後の日本の農業の状況も非常に危ぶまれるというような状況がありますんで、日本の農業の将来決して安泰ではないということがありまして、食料の自給率の向上ということもうたわれておりますが、鞍手町におきましてはそういう学校給食の充実ということを出発点といいますか足がかりにして、地元での食料の自給ができるとそういった状況も将来の鞍手町の農業の新しい振興にもつながるような形で今後息の長い取組になると思いますけれども、学校給食における地産地消の推進をぜひお願いしたいと思っております。この件についてはこれで質問を終わります。

最後の質問よろしゅうございましょうか。最後に健康保険証の新規発行が停止になりました。それにつきましてちょっと確認したいことがありますので質問いたします。鞍手町には町独自の子どもや障害者等に対する医療費の助成制度、支援と書いてありますが助成制度がありますが、その証書の取り扱いについては変更があるのでしょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 税務保険長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。子ども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療につきまして説明をさせていただきます。令和6年12月2日以降、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により紙の健康保険証の発行が廃止となりましたが、鞍手町の公費医療の受給者証につきましては、引き続き紙の受給者証を利用していただいております。マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認につきましては、令和5年度より先行して着手している自治体もございますが、国は全国的な運用につきましては、令和8年度からとしております。なお、実施に向けた具体的なスケジュールはまだ示されておられません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういったことも分かりましたら、やっぱり当該の方々に周知徹底これもお願いしたいと思います。

次の質問でございますが、健康保険証発行停止に関連しまして鞍手町としては非常に丁寧な連絡をしていただいているなということを実感しております。その中で私としましてはよく分かるようにしていただいているんですけど、1番気がかりなのは今まで短期保険証を発行していただいていた保険税の滞納の方々への対応。今後の対応。それちょっと確認したいと思っております。よろしく願いいたします。

○的野信之議長 税務保険長。

○石田克税務保険課長 国民健康保険について説明をいたします。令和6年12月2日以降、紙

の健康保険証の発行が廃止され、同時に短期被保険者証及び資格証明書の発行も廃止となりました。令和6年12月2日以降の保険税滞納者への滞納につきましては、滞納月数が1年未満の世帯につきましてはマイナ保険証及び資格確認書により医療機関での窓口で2割または3割での保険給付を行います。滞納月数が1年を超える世帯につきましては特別な事情がない場合は特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し医療機関で医療費の全額を支払っていただき、後日、保険年金係の窓口で申請をしていただき、7割の医療費を返還を受けることとなります。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） これからインフルエンザの流行とか、またコロナもまた流行の兆しがあるというようなことも聞いております。やっぱりそういう方々が医療証がないために、あるいは現金がないために、病院にかかることができなくて命を落とされることがないように、今も十分配慮していただいていると思っておりますが、今後とも配慮をしていただきますようお願いいたします。私の質問は終わらせていただきます。

○的野信之議長 以上で西藤典子議員の質問を終了します。

次に、9番議員 許斐潤一郎議員の質問を許可します。

一般質問 ⑤ 許斐潤一郎議員

質問者：許斐潤一郎議員

答弁者：町長、教育長、担当課長

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） 9番。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。手話言語条例制定後の町としての取り組み、推進状況をお聞きしますが、令和4年12月7日第7回定例会において鞍手町手話言語条例が提出され町長より議案説明があっております。町長覚えておられますか。本議案は手話が言語であるという認識に基づき手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本的理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明確にし、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進するため、鞍手町言語条例を制定するものということで説明があっております。そこで条例可決後2年経過しましたが、提案説明にある町の責務や総合的かつ計画的に施策を推進するとありますがどこまで進んでいるのか。お聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 本町におきましては、手話言語条例第3条の中で町の責務として手話を必要とする方の意思疎通を行う権利を尊重し手話に対する理解の促進、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備を行い、自立した日常生活及び地域社会における社会参加を保障するため必要な施策を講じるものとする。今、許斐議員がおっしゃったとおり規定されております。本町ではこの条例施行以前より手話通訳者設置事業、手話通訳者派遣事業並びに手話奉仕員養成講座を実施しており条例

が施行された令和5年4月以降も実施しております。また今年度から新たな取組といたしまして、災害時に避難所等で聴覚に障害がある方とコミュニケーションをとれるように、本町が聴覚に障害のある方と鞍手手話の会の方の協力を得て災害時支援ボードの作成を行っております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） 今、町長がおっしゃいましたけども手話に対する理解促進をいろいろ方向でされているということですが、私のほうで役場の職員の方、また学校の先生、区長、民生委員さん、いろいろ町民の方もお聞きしますけれども、この手話の条例があるということをご皆さん知らないっておっしゃっています。何のことですかって言われるんです。そういうところで、本当に町長が推進されている。取り組んでおられるということがどこまでできているのかというのは非常に疑問に思っております。小竹町では隣の町の小竹町では、聾啞者及びその支援者と町長との意見交換がなされ、町広報の表紙や広報の1ページにその内容が記載されたり、現在、町長自身も手話の講習を受講されているそうですが、手話に対する理解促進と普及に関して行政、町民、事業者への啓発活動は本当に行われているのか。再度お聞きします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 本町が啓発活動をする上で障害のある方及び支援されている方のご意見を頂きながら進めていく必要があると考えております。今年度におきましては、9月23日の手話言語の国際デーに合わせ手話が言語であるとの理解を深めるチラシの作成時に聴覚に障害のある方及び支援されている鞍手手話の会の方にご協力頂き作成いたしました。また災害時支援ボードの作成におきましても、聴覚に障害がある方、支援されている方々の貴重なご意見を頂きながら作成をしている状況でございます。今後も手話に対する理解の促進、手話の普及につきましてご意見を頂きながら啓発活動を進めていきたいと考えております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） 9月23日、言語デー等があるということで、手話の会等々協力しながらいろいろ進めていきたいというお話ですが、本年5月に人権研修4回目に手話言語条例について、8月に男女共同参画で盲導犬に関しての講演会が行われましたが、悲しいかな行政職員、議員の方の聴衆が本当に限られた方のみでした。少し条例に関する意識が低いのではないかと感じます。啓発活動の一環として聴覚障害にかかわらず様々な障害者との方の意見交換などを、今後、町長として考えてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 意見交換というのもすごく大切なことだというふうに考えております。私自身、議員のときから鞍手手話の会の方とはいろいろとお話を聞きながら、この手話言語条例につきましても以前からとにかく要望してくださいというようなお話もされておりました。やっとな表現が適切かどうか分かりませんが令和4年の12月に制定し、令和5年の4月から施行すべきだということが一つ私自身も良かったというふうに考えております。ただ今後についても、確かに住民の方からは手話言語条例が制定されているということがまだまだ啓発が十分でなく、知ら

ない方も多いというふうに感じております。今後につきましては、どのような方法で啓発活動をしていくことが良いのか、そしてまた手話言語というからにはより多くの方に手話ができることが必要なのか手話を読み取れることが必要なのか、両方が必要なのかということもありますけども、そのことについても検討していく必要があるかなというふうに考えております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） 町長のおっしゃっていることは最もだと思いますけれども、やはり前回の質問の際に今後の取組について質問させてもらっていますけど、その中で1市2町でパンフレットを作成し住民や関係各所へ配布し啓発を行っていかうと考えていますという発言を頂いていますが、その後実施できているのかどうか。お聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件については担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長 お答えします。パンフレットの作成につきましては、令和5年度に1市2町において作成する方向で予算規模、掲載内容について協議を重ねてきましたが、足並みがそろわず作成に至りませんでした。このため令和6年度に鞍手町独自で作成する方向で予算計上を行っており、掲載内容については今後支援されている方々と協議を行っていきます。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） 分かりました。令和5年度に1市2町予算の関係上でちょっと足並みがそろわなかったということで、ちょっとここは質問は下げたいと思います。令和6年度、鞍手町独自でやはりそういう広報活動、パンフレットなんかを行いたいということですので、鞍手手話の会等もありますので、そういうところと協議されて作成されてはどうかと思います。

それともう1つお聞きしたいのは、今後、町広報誌発行されていますけども簡単な手話の単語などの掲載は可能なのかどうかお聞きします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましても担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。広報誌は制度や行政情報、話題等を広く一般に周知するため毎月1日に発行しております。掲載内容につきましては各課局から提出された毎月の記事内容と関係機関等から依頼された記事量に基づきページ数やページ構成等を整理を行い、広報委員会に提案し掲載の可否等について協議をしております。今回、手話の単語等の掲載は可能かとのご質問に対しましては担当からも相談を受けておりますので、誌面の大きさや情報の内容、イラスト、素材などについて、他の記事とも調整した上で毎月または各月などのペースで定期的に掲載できるように調整をいたしております。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） 今後、検討をしていくということですが、ページの数、大きさ

等につきましては特に単語ですのでA4のちょっと誌面を少し頂ければそれで十分だと思います。それも先ほど申し上げましたように、手話の会等がそういうふうなところで協力ができるということですので、ぜひ一緒に検討していただければと思います。掲載があれば先ほど言いましたように可能です。ちなみに現在、毎週木曜日7時から9時までサークル活動がっております。同時に、手話奉仕員養成講座も毎週火曜日に同時刻で行われています。本年のサークル、講習会の見学は、ほぼ役場からありません。担当部署のほうからありません。議員のほうもありません。議員のほうは1名見学にこられました。どういう状況かですね。そういうところで、養成講座は現在9名の方が受講されております。やはり病院職員、それとか福祉関係のお仕事されている方、あと民生委員の方とか様々な方、若い方も含めて熱心に受講されておりますので、町長、副町長、福祉人権の課長、係長あたりは、やはり1度見学に行かれてみてはどうかと思います。

次の質問に移ります。新庁舎が完成に伴いくらの郷より中央公民館へ移動となることが決まっておりますが、現在、ボランティア連合の一角に手話の教材や機材が置かれていますが、話を聞く限りでは移動後、ボランティア連合内の部屋に置けないということであり、今後は専用の置場の確保は可能なのかどうかお聞きしたいと思いますけどいかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長より答弁させます。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長 お答えいたします。鞍手手話の会等の団体につきましては先行して引っ越し作業を進めていただいております。機材等の保管場所は確保しておりますが、教育長室を含めた教育委員会が現在使用している居室を一部使用することとなっておりますので、新庁舎に教育委員会が引っ越しを完了するまで大変ご迷惑をおかけしますが、いましばらくお待ち頂きたいと思います。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） 今、担当課長のお話では教育委員会さんのほうの部屋が空き次第確保したいということですので、これはやはり決まり次第早めにお聞きしたいと思います。ほかのサークルさんの点字さんとか、老連さんとかいろいろサークルさん活用されている団体もございますので、いろいろとそういうところ等も部屋が共同にならないように確保していただければと思います。この件につきましては、後、宇田川議員のほうからも質問内容が入っていると思いますので、次に行きます。

次ですけども、新年度より新庁舎の業務開始が始まりますが、庁舎窓口に総合受付が置かれるとのことですが、手話奉仕員は置かれるのかここをお聞きしたいです。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 現段階では手話通訳者及び奉仕員等を配置することは考えておりません。聴覚障害者への対応としましては、現在も各課のカウンターに置いています。耳の不自由な方はお申出くださいといった内容の案内表示をさせていただこうと考えております。また手話ができる職員も

数名おりますので、その職員での対応も可能かと考えております。窓口におきましては聴覚障害者の方に限らず、庁舎に来られた方にご不便をかけないよう対応してまいりたいと思います。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） 今、考えていないということですが、また各課に手話をされる方がおられる数名おられるということですが、やはり勤務中に外からお見えになった方に対して、そこの部署から出てきて本来の業務を外れて対応されるっていうのはいかがなものかと私は思っております。やはり新庁舎ができますと必ず新しい庁舎ですので外からの視察などもあると思われます。玄関に入ってすぐに何らかの形でやはり手話の奉仕員が要るとか、また通訳の表示があるとかいう案内があれば鞍手町としても言語条例の取組もほかところから知ってもらえるのではと思いますので、ぜひ、考えていないということですが、やはり先々のことも考えて対応していただければと思います。

次の質問に移らせてもらいます。教育委員会として、この1年間生涯学習や研修等において新たな取組は行われてきたのか、お聞きいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 教育委員会が行っている講演会での手話への対応につきましては、人権教育学級、同和問題啓発強調月間講演会、人権週間講演会については以前より鞍手手話の会にご協力頂いております。また、今年度より少年の主張大会、二十歳の集いも協力を頂いて手話通訳を行っていただくよう計画をしております。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） いろいろと教育委員会さんでも検討されて取り組まれてきているということですが、本年初めて少年の主張で手話通訳はついておりますけどその経緯をよろしければ教えていただけますか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 数年前、子ども達の主張の中に障がいのある人の話が出てきておりまして、そういったことから手話通訳を入れていこうというふうな考えがございましたけども、ちょうどコロナウイルス感染症の防止のため参加者を限定しておりまして、手話通訳はしておりませんでした。しかしながら5類になりましたので、また今年ちょうど中学3年生の中にも手話について主張等ありましたので、そういったことから、今後、そういったものを入れていって児童生徒に広く理解をしていただきたいというふうなつもりで入れております。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） 分かりました。今までコロナでやらなかったと、行われなかったということで、教育長おっしゃっていますけど手話の会の皆さん聞きますと今まで少年の主張については無かったというような話もちっと聞いておりますけれども、どちらにしましても、本年、通訳がついたということで聾啞者の方の傍聴もあっております。感想として、聾啞者の方は子どもさんの思いや考え希望などを聞いてとてもよかったとの感想をお聞きしております。昼間の対応にな

りますけども、やはり講演会は若いお母さんお父さんあたりの手話っていうのはありませんので、こういう機会に若いお父さんお母さん方々が、そういうふう到手話に対する。行われているということに理解を示していただければ、啓発推進の一環ではないかと思ひます。先ほどもおっしゃっていましたが、来月、成人の集ひがあります。そのときには手話の通訳がつくということによろしいかなと思ひますので、ぜひやはり若い方っていうのはこれからいろんな職業につかれていくと思ひますので、そういう中でやはり手話っていうものを少しでも理解していただければいいんじゃないかなと思ひます。

次に朝の学校で正門の前で校長先生などが立たれて必ず各小学校・中学校、挨拶をされているという話は聞いております。そのときに手話の動作としまして、例えば言葉だけじゃなくて「おはようございます。（手話を交えて）」。町長されていますけど「おはようございます。」これだけでいいと思ひます。それをやはり、学校長並びに担当の先生方がされることによって、子ども達の適応能力が非常に高いと思ひますので浸透していくと思ひます。難しいことを、やはり手話言ってもなかなか浸透しないと思ひますので、やはりそういう簡単なことが取り組みができるのかどうか。校長会なんかも定期的に行われているみたいですので、そういうときにしなさいということになればセクハラなるパワハラになるかも分かりませんので、そういうような取り組みをされてみてはどうでしょうか、というようなことは言っただけすることは可能ですか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 前回の質問があったときも校長会議のほうで議会のほうでこういう質問がありましたと、可能ならば協力のほうよろしく願ひしますということは伝えておりますので、今回またこういう要望がありましたということは伝えることは可能だと思ひます。ただ朝、交通整理をしております校長先生方、旗を持っておりますので、そういったことできる場合とできない場合もございまして、子ども達は何百人もくる状況で子ども達の様子や健康状況とかそういうのを見ていきますので、そこのところは可能な限りというふうにご理解のほうをよろしく願ひいたします。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） 分かりました。やはり交通整理等も安全を考えますと非常に大切なことですが、先ほど申しましたように旗を持たれても片手空いております。おはようございましてと言うだけで十分だと思ひますので、そういうところのご理解もしていただければと思ひます。町長はもうその辺、朝お見えになって副町長も含めて職員の方に先ほど町長されていましたが、おはようございまして。この動作だけ1年間通してやってみようというご意向はありませんか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 今、許斐議員のほうから町長が朝の挨拶のときに手話をしたらどうかというような要望というかご指摘がありましたので、明日から早速、朝はおはようございまして。お昼にあれば、今日は帰るときは、これは「こんばんは（手話を交えて）」ですけど、しようというふうに思ひます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員） ありがとうございます。町長のほうがやはり率先して先ほど申し上げましたように役場の方も条例っていうのを知らないという方がほとんどだと思います。お聞きしましてもそういう面でやはり簡単なおはようございます。先ほど言いましたこんにちは。お疲れさまぐらいはしていただけると皆さん見ておられる方も役場の中でも非常に浸透してこないことのほうがおかしいと思います。ぜひやっていただければと思います。

今回、手話言語条例を中心に再確認させていただきました。今後町内におけるあらゆる障がいを持たれている方への「理解はできる」のではなく、町内で仕事や住んでいる人が「普通に支援できる行動を行ってほしい」と思います。12月2日に人権講演がありました。その際に講演された方は障がい者へ優しいまちは住みよいまちとのことでした。本当に住みよいまちは思いやりと繋がりが必要だと私は思います。自分は家族の方があらゆる障がいにならないという保証は一切ありませんので、ここはしっかり考えて行きましょう。ここでちょっと手話は最後締めますけども、手話を町長もしっかりと受け止めて頑張って、皆さんに広めて欲しいと思います。どうぞよろしくお願いします。（手話を交えて）以上、全ての質問を終わります。

○的野信之議長 以上で許斐潤一郎議員の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

一般質問 ⑥ 宇田川 亮議員

質問者：宇田川 亮議員

答弁者：町長、教育長

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員） なかなか休憩なしで引き続き、もうみんなお疲れだと思います。私議員なって30年間この場所で一般質問を行ってきましたが、この旧庁舎でのこの議事堂での一般質問最後になりますんで、最後は気持ちよく一般質問やりとりしたいと思いますんで、町長、教育長ぜひ前向きな簡潔な答弁で終わらせて頂きたいと思います。

それでは質問に入ります。今回2点について質問いたします。新庁舎及び中央公民館への移転についてです。先ほど似たような質問も前議員のほうからありましたけれども、重複する点をご容赦ください。まず1点目に移転作業の進捗状況、これは新庁舎及び中央公民館についても、両方どういうふうに進んでいるのか。そして、今後の計画等、全て年内に開庁までに全部終わらせてしまうのか、それとも開庁後もまだ少し残ってとかいう部分もあるのかどうか、それも含めて進捗状況を教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長より答弁させます。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。移転作業の全体の状況について報告をさせていただきます。まず、移転業務全般に関しましては去る9月25日に入札を実施し、10月1日付で日本通運株式会社北九州支店と業務委託契約を締結しております。これまでの経過としましては、新庁舎の引渡し後すぐに養生を行い新規購入什器類の搬入を開始したほか、11月18日に社会福祉協議会及び老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、ボランティア連絡協議会の福祉3団体を含めた職員向けの移転作業説明会を実施をしております。現庁舎及び総合福祉センターからの新庁舎及び中央公民館に向けての移転作業としましては計3回の搬出入を計画をしております、第1回目の搬出入は11月25日に既に終えております。次いで12月16日に2回目の搬出入、そして12月27日の業務終了後から31日までの間で最後の搬出入を行い、年が明けて1月4日及び5日に運んだ荷物の開放作業、それから開庁準備を行う予定としております。なお、社会福祉協議会につきましては11月23日に引っ越しを終え、11月25日から中央公民館で業務を開始しております。福祉3団体につきましては明日12月10日に引っ越しの予定となっております。全て基本的には1月5日までに搬出入作業を終わらせて6日が役場の開庁となります。公民館関係についても同様に、年末で移動をさせていくような形になります。先ほどお答えしました一部の荷物につきましては教育委員会が役場に教育長さん、それから学校教育の教育課の一部については移動しますので、そのあとに移動させるということがあるということをお答えさせていただきます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員） 先ほどの質問の中でも、なかなか点字サークル等の荷物等が教育委員会があるために、まだ置けないとかいうような話もあるような話も聞いています。それ以外に、いろいろあると思うんですね。中央公民館の大規模改修を行う前に福祉4団体ですかねと他に福祉センターに入ってある団体の方とも入念にお話をし納得の上の改修をやってくれと、町のほうもやりますという約束をされたと思うんですね。そのあと確認をしたんですけれども、ちゃんと納得を得て改修やりますということだったと思います。今の引っ越し作業が行われてね、実際引っ越ししてみたけども、ここはちょっと思いと違ったとか多分出てくると思うんですね。その分を含めてね。もう一度入られる町の都合で福祉センターからこっちに引っ越しされるわけですから、もう一度ね、きちっと納得された上での業務なりサークル活動の開始だとかいうこともやっていただきたいというふうに思うんですけれども、その点についてお答え願います。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。今、宇田川議員が言われましたように事前に中央公民館のほう改修に先立ちまして関係団体の方とお話をさせていただき、荷物等の場所の確保等も行っております。まず繰り返しになりますけども現在、教育長が使っているお部屋のほうが福祉団体の倉庫になりますので基本的にはそちらに入れていただくという形になろうかと思います。それぞれ入られる部屋につきましても一定の規模は確保しておりますので、基本的には問題がないものと承知をしております。それと今後、明日引っ越しになるわけですが、その際引っ越しをしていただく中で出てくる問題につきましては対応のほうはなるべく図っていきたいというふうに考えておりま

す。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) ただその今教育委員会が使ってある場所にね、サークルなり団体なりが入ってくると。だけど教育委員会が使ってあるだけに今置けない状況でしょ。明日引っ越しされるんでしょうけども、それどこに置くんですか。だから先にもう言い方悪いけどいてもらわないと運べない。ちゃんと必要の確保って言われてもその空間がまずないことにはまだここを使っておりますから搬入できませんよとか、それじゃあね、なかなかスムーズに事が運ばないんじゃないだろうかというふうに思いますが、その点についてはどういうふうに考えてありますか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。引っ越しについてはもう宇田川委員言われるように、まだ教育課のほうを使っている部分がありますので、荷物を持ってきたときに置けないっていう部分のが、今日それこそ手話の会の皆さん来て話している中で出てきた問題でもありました。その分に関しましては別の部屋を一旦倉庫がわりに使わしていただいて置場所の確保をしていかないといけないというふうには考えております。ちょっと今日こられてお話をした段階なので、また明日お話をさせていただければと考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 課長。今日聞かれたって今言われましたけども、もう以前からそういう話が出ているんですよ。知っていると思いますよ。今日聞いたわけじゃないと思う。私が聞いたのが先週ですか。その前にこういう問題がありますよということを私聞いたわけですから、だけど課長。そこの担当者がなかなか対応してくれないというようなことも言われましたよ。今聞いたわけじゃないでしょう。きちっとねそこはねスムーズに進むようにやってくださいよ。きちっと今まで入っていたセンターに入ってあった団体なりサークルなりが、それも荷物をそのまま全部持ってくるわけじゃないですよ。やっぱりある程度処理して使えるもの使わなければならないものって厳選して引っ越ししているわけですから、そこはもともとの福祉センターから中央公民館に移ってくれというところから納得したスペースの確保なりをやってくれっていうことで、ですから今回、実際に引っ越しするときに、そういう問題が生じたらそこはやっぱり真摯に対応しないといけないと思いますよ。その辺をしっかりとやってくださいよ。教育委員会は大体いつ移るんですか。教育委員会も12月2何日なり1月開庁前までに移って、それから、だから、また、いろんなことや移動したりとかいろいろしないといけない。本当いうたらですよ、そういうところは全部開庁した後に引っ越しするというのが普通だと思うんですよ。本当いうたらですよ。だけど、もう今進んでますんで、そこはね、きちっと団体サークルの方々があね、納得できるようなスペースづくりだとか、スムーズな搬入だとかをぜひやってください。もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。宇田川議員言われるように、すいませんいろんな問題が出てきているのが現実であります、団体さんに迷惑かけない形で真摯に対応していきたいと考

えております。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）　　よろしくお願いします。

3番目に移ります。これは先ほど7番議員のほうからも質問ありましたけれども、移転作業終了後に残った備品等の処分についてなんですけれども、先ほどいろいろ什器は使えないものは残したりとか色々そういう話は聞きましたけども、まず公共的な団体を優先するのは私これ当たり前だろうというふうに思いますけど、下手したらねいろんなものが残って、ここの現庁舎が倉庫のようになってくるんじゃないだろうかというふうに私思うわけですよ。このままいけば、ずーっとその状況が続いていくようなことが考えられるかなあとと思って、もちろん公共的な団体等に払下げなり譲るなりが先行してやるべきだとは思いますが是非皆さんに見てもらって、これ欲しいとかいうものがあつたらもうどんどん公共的なところが終わった後にはねやっていただきたいなというふうに思うんですよ。もうそれも、けようとかじゃなくてね。もう大体減価償却終わったようなものばかりだというふうには思いますけれども、できるだけ処分する量が減るような形の施策をやっていたいただきたいなというふうに思いますけども、これについての答弁をお願いします。

○的野信之議長　　町長。

○岡崎邦博町長　　この件についても担当課長に答弁させます。

○的野信之議長　　管財課長。

○石田正樹管財課長　　お答えいたします。宇田議員が言われるように、まずは公共的な団体のほうを優先して処分というか活用できるものは使用していただくような方法で処分をして進めていきたいと考えております。それから石井議員へのお答えの中にもお答えをしましたように、その他町民向けにバザーやせり売りといったような方法で処分を検討してまいりたいというふうに考えております。それらを行った上で最終的に残るであろう古い什器類につきましては鉄くずとして解体時に換価ができますので、解体費用に充当するように計画をしております。以上です。

○的野信之議長　　町長。

○岡崎邦博町長　　今、担当課長から答弁ありましたけど、役目を終えた備品については当然ながら購入当初は全て税金で購入したものでもありますので、また町民の財産でもありますので、私としても極力無駄のない形で、そしてまたなるべく町民の方に還元できる形で処分していければいいなというふうに考えております。

○的野信之議長　　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）　　よろしくお願いします。

では次に進みます。中学校及び武道場のエアコン設置についてです。まず一つ目に鞍手中学校における教室等でエアコンが設置されていない教室または部屋っていうのがあるんだったら教えてください。

○的野信之議長　　教育長。

○外園哲也教育長　　鞍手中学校の校舎でエアコンが設置されていない部屋は倉庫や理科準備室のよ

うな特別教室の準備室だけで授業をする教室、理科室などの特別教室はもちろん多目的ルーム、会議室など、生徒職員が活動する部屋には全てエアコンが設置されております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員） 中学校における武道場についてもエアコンついてますか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 中学校におけます体育館、武道場についてはエアコンが設置されております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員） 体育館についてはね、もうこの間2回ほどエアコンつけてくれというような、しかも来年度いっぱいにはやらないとなかなか有利な補助金もつかないというような状況もありますけども、武道場についてはどういうふう。中学校の武道場についてはどういうふうに。ぜひそれ体育館と同じ場所になるんですか。それだったらもしつけるとするんだったら武道場も一緒にという形に考えてあるのかどうか、教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 鞍手中学校の体育館は子ども達の学習生活の場であるとともに指定避難所として指定されております。近年の自然災害の激甚化、頻発化を踏まえ国においても令和6年11月22日に国民安全安心と持続的な成長に向けた総合経済対策が閣議決定、その中に避難場となる全国の学校体育館への空調設備についてペースの倍増を目指して計画的に進められるとされ、臨時特別交付金が創設される予定になっております。大変厳しい財政状況ではございますが、中学校の体育館に対しても教育環境を整えるという観点と避難助機能の強化という両面から新しい交付金を活用した空調設備の設置について町執行部と検討していきたいと考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員） 鞍手中学校においては前向きに執行部とも検討してやっていきたいというような答弁でしたけども、全体的に体育施設にはエアコンというもうご時世というかも毎年近年にない暑さとかいうような状況がどんどんどんどんそれが増してきているような状況で言えばね。やっぱり体育施設は全てやっぱりエアコンは最低限の必須科目だというふうに考えますけども、この点について町長と教育長の考えをお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 中学校の体育館につきましては宇田川議員の一般質問に答弁したように、今鋭意どういうふうにすればいいのかっていうことで検討しているところです。武道場につきましてはエアコンがついていないということもこの質問を通して初めて知ったところです。実際に武道、剣道なり柔道をする際にはかなりの体力も消耗し、暑さの中では厳しい状況もあるのかなと推察するところはあります。武道場に対してエアコン空調をどうするかという話ですが、これが今聞いたところで考えているところとしては、体育館と一体としたものとして申請ができるかどうか。これが切り離されるってなるとなかなかちょっと考えをしなければいけないかなというところがあります。

が、前回、小中学校の普通教室にエアコンをつけた際にも特別教室にもつけてみるというふうな、当然ながら先ほどの田中議員の質問の中にもありましたように、8区の代議士の事務所からも話がありましたので、それでつけていったという経緯もあります。そういったことで、これをどう要するに体育館と一体のものとして考えた上で、有利な交付金なりを使えることができるかどうかについては、先ほど言いましたようにちょっと相談をさせていただくと。お知恵をお借りするということできれば何とか設置も可能かなというふうには考えておりますけども、これは今、私の宇田川議員の質問を聞いた上で、今、感じたところでもありますので、今後、これが実現するかどうかについては、今のところは定かではありませんが、なるべくそうなるように努力していきたいというふうに思います。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）　町長、今どこの話をされていますか。いや中学校の武道場の話をされておったよね。分かりました。ぜひお願いします。そしたら体育施設にはねもう今、先ほど町長も前もってこう言われましたけども、やっぱりもうエアコンのない施設、屋内運動場ですよ体育館というのは武道場にしろ屋内運動場ですよ。ですから、それはぜひやっぱりエアコン設置がもう今も不可欠だというふうに思っています。

最後に町立の武道場、ここ本当窓まだあるんでしょうか。開けづらいのか開かないのか。もう今年の夏は特に大変でしたという話も聞きました。エアコンもありませんし、そこをね何かの大きな武道場ですからせめて置き型のクーラーとかいうのでもいいんじゃないだろうかと。大規模なあれじゃなくてもね、例えば役場庁舎にある置き方の空調があればね。それを武道場に持っていくとかいうことも考えていいんじゃないだろうかというふうに思うんですけども、最低限やっぱ体育施設にはやっぱエアコンは必ず必要だろうというふうに思いますけども、答弁お願いします。どっちなのか分かりませんけど。

○的野信之議長　教育長。

○外園哲也教育長　今、宇田川議員が言われたことも含めまして、今後町全体の設置について町執行部と協議を進めていかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）　私としては前向きな答弁をお伺いしたというふうに考えております。町長も同じ考えであろうというふうに思っていますので、ぜひ新庁舎での議場にはこの問題はもう持ち込まなくていいようにぜひよろしくお願いします。これで、この議場での最後の一般質問終わります。ありがとうございました。

○的野信之議長　以上で宇田川亮議員の質問を終了します。これで全ての一般質問は終わりました。この際、休会についてお諮りします。明日10日を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日１０日を休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

—— 閉会 １５時５９分 ——
~~~~~○~~~~~

| 令和6年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第3号）                |                             |                  |          |          |                       |          |
|-----------------------------------------|-----------------------------|------------------|----------|----------|-----------------------|----------|
| 招集場所                                    | 鞍手町役場議事堂                    |                  |          |          |                       |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告                           | 開 会 開 議                     |                  |          | 議 長      |                       |          |
|                                         | 令和6年12月11日      午後    1時00分 |                  |          | 的 野 信 之  |                       |          |
|                                         | 閉 会 開 議                     |                  |          | 議 長      |                       |          |
|                                         | 令和6年12月11日      午後    2時41分 |                  |          | 的 野 信 之  |                       |          |
| 出席及び<br>欠席議員                            | 議席<br>番号                    | 氏    名           | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏    名                | 出欠<br>の別 |
|                                         | 1                           | 許 斐 英 幸          | 出        | 1 1      | 栗 田 美 和               | 出        |
|                                         | 2                           | 田 中 二 三 輝        | 出        | 1 2      | 西 藤 典 子               | 出        |
|                                         | 3                           | 星        正    彦  | 出        | 1 3      | 篠 原 哲 哉               | 出        |
|                                         | 4                           | 宇 田 川        亮   | 出        |          |                       |          |
|                                         | 5                           | 野 口 美 恵 子        | 出        |          |                       |          |
|                                         | 6                           | 新 谷 留 晴          | 出        |          |                       |          |
|                                         | 7                           | 的 野 信 之          | 出        |          |                       |          |
|                                         | 8                           | 石 井 大 輔          | 出        |          |                       |          |
|                                         | 9                           | 許 斐 潤 一 郎        | 出        |          |                       |          |
| 出席      13人<br>欠席      0人<br>欠員      0人 | 1 0                         | 有 働 徳 仁          | 出        |          |                       |          |
|                                         | 8                           | 石    井    大    輔 |          | 9        | 許    斐    潤    一    郎 |          |
| 会議録署名議員                                 | 8                           | 石    井    大    輔 |          | 9        | 許    斐    潤    一    郎 |          |

|                                        |             |                 |   |                                 |              |   |
|----------------------------------------|-------------|-----------------|---|---------------------------------|--------------|---|
| 職務出席                                   | 議 会 事 務 局 長 | 武 谷 朋 視         | 出 | 議 会 事 務 局 次 長                   | 加 藤        優 | 出 |
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町    長      | 岡 崎 邦 博         | 出 | 副 町 長                           | 折 尾 敬 敏      | 出 |
|                                        | 教 育 長       | 外 園 哲 也         | 出 | 会 計 課 長                         | 小 長 光 弘 平    | 出 |
|                                        | 総 務 課 長     | 梶 栗 恭 輔         | 出 | 都 市 整 備 課 長                     | 西 生 卓 矢      | 出 |
|                                        | 福 祉 人 権 課 長 | 田 鶴 原 竜 二       | 出 | ま ち づ く り 課 長                   | 高 橋 奈 美 江    | 出 |
|                                        | 税 務 保 険 課 長 | 石    田        克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣      | 出 |
|                                        | 管 財 課 長     | 石 田 正 樹         | 出 | 上 下 水 道 課 長                     | 神 谷        徹 | 出 |
|                                        | 健康こども課長     | 沼 野 葉 子         | 出 | 教 育 課 長                         | 森 永 健    一   | 出 |
|                                        | 住 民 環 境 課 長 | 大 村 俊 夫         | 出 |                                 |              |   |
|                                        |             |                 |   |                                 |              |   |
|                                        |             |                 |   |                                 |              |   |
| 議事日程                                   |             | 別 紙 の と お り     |   |                                 |              |   |
| 付議事件                                   |             | 別 紙 の と お り     |   |                                 |              |   |
| 会議経過                                   |             | 別 紙 の と お り     |   |                                 |              |   |

## 令和6年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月11日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第68号 専決処分の承認（鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第69号 鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第3 議案第70号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第72号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第73号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第74号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第75号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第76号 鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第77号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第78号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第79号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第80号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除
- 日程第14 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期目標
- 日程第15 議案第82号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定
- 日程第16 議案第83号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定

12月11日本会議議案質疑

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 議案第68号専決処分の承認、鞍手町独り親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありますか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 提案説明では児童扶養手当の受給要件である所得限度額の引き上げということになっていきますけれども、新旧対照表を見てみますと1月から7月が1月から9月になっていうようなところもありますが、具体的に回答対象者がどのくらいおられるのかとか具体的にどういうふうに変わってきたのかという中身を教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。今回の改正は令和6年11月1日より児童扶養手当法施行令が改正により、児童扶養手当の受給要件である所得限度額の引き上げ及び第3子以降の加算額の引上げが主な改正内容となっております。条例の改正内容につきましては、特に児童扶養手当法施行令の改正に合わせて、鞍手町の独り親家庭等受給要件である所得制限を引き上げるための改正となっております。具体的に説明をさせていただきますと、まずお子様お1人の場合につきましては、所得制限は収入ベースで改正前が365万円であったものから、改正後は385万円となり20万円の引上げという形となっております。なお今回この改正に伴いまして、新たに公費医療の対象となった方につきましては3世帯の方で7名というふうになっております。改正点は以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第69号鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 改めて長期継続契約を締結するということができる契約を定める条例ということですが、これまで不具合があったのか、今回この条例を制定することによって具体的にどんなものがあるのか。教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えいたします。今回新たに制定する本条例におきましては、今までは複数年契約とかいうことをするときには債務負担行為をしておりました。それをせずに、これは地方自治法の第234条のほうで、もともと長期継続契約を締結することができるというふうに定めがございました。併せて平成16年にさらなる事務の効率化を図るため、同条にその他政令で定める契約が追加され、地方自治法施行令167条の17におきまして、翌年度以降にわたり物品を借入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち条例で定めるものが加えられております。そうしたことから本町におきましても、今までは債務負担行為において予算を確約した中で、複数年契約をしておりましたけれども、新しく条例を定めることによりまして、例えば今までOA機器とか、AED、LEDなどの機械器具。それからプリンターとか、複写機、印刷機等をこの契約をすることによりまして複数年の契約をしていこうという形で考えております。宇田川議員おっしゃいますように、大きな債務負担行為で支障があったのかというところでございますが、特段大きな何て言いますか契約がないことによっても、いうことはなかったんですけども、県内の自治体でも60市町村ある中でこの契約を定めてない市町が4町しかないというところもございしますので、新しく今回この条例を上程させていただいているところでございます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） そしたら今後、債務負担行為をしなくても契約を結んでいける複数年の契約を結んでいけるということですが、これによって新たにまた契約をし直す必要があるんでしょうか今まで結んでいたところと。それは全て洗い出してやるということでしょうか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今までの債務負担行為を上げまして、契約については単年度契約とかいう形で4月1日付けで、その年度の3月31日までの契約書を交わすという事務は行っておりました。これからは長期継続契約ということで、条例の下に規則を定める予定にはしておりますけれども、その中で、最初から契約の期間を3年だとか5年とかいう形での契約期間がこの条例を制定させていただくことによりまして、複数年契約が結べるという形になるメリットがございします。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第69号は総務文教委員会に付託した

いと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第70号鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員) 提案説明におきまして、総務課で所管する秘書に関する業務をまちづくり課に移管して、秘書広報係を新設し情報発信を強化していくと説明があります。秘書業務につきましては、町長・副町長のスケジュール調整が主な業務と認識しております。町長・副町長のスケジュール調整が町の発信業務にどのように関わるのか町長にお伺いします。よろしく願います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 一昨日の一般質問の中でもありましたが、町長は何をしているかよく分からないと。どこに行っているのかも分からないというようなことで質問を頂きました。私自身も住民の方から本当に何をしているのか、どこに行っているのか分からないということもよく聞かれております。そういった意味で、上京しているとかまたは出張しているとか、または打合せをしているとか、打合せまでは情報発信する必要があるかどうか分かりませんが、そういった意味で、市については西日本新聞さんには大体その行動の記録が載っておりますけども、町については全く何をしているか分からないということをよく聞かれ、先ほども言いましたように、聞かれますのでホームページの中でそういうものを載せ、そしてまた情報発信については、ホームページまたは広報誌等で情報発信をしておりますけども、広報誌についても全戸配布ができないということもあります。そういった意味で、より鞍手町のイベントだったり、私だけじゃなくていろいろな形の情報、例えば明日には小学校の作文みたいな表彰式あったりとか、いろいろなそういうことが情報として住民の方たちに知ってほしい情報というのはたくさんあります。しかしながらそれを発信するのが1か月後、または広報の締切りによっては2か月後になってしまうというようなことで適時情報が発信できない場合が多くありました今までも。そういったことも含めてやはり適時に住民の方たちに特にそういった表彰だとか知ってほしいことを素早く情報発信する必要があるだろうというふうな思いもありますと同時にまた今SNSで大きくやはり住民というか、一般の方たちは情報知る場合があります。そういったことも含めて、やはり鞍手町の情報発信が非常に弱いというようなこともよく耳にしておりますので、今回、秘書と広報を合わせた秘書広報係をまちづくり課の中で設置したいということで議案を提案させていただいております。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員) 秘書業務だけの移管では意味がないように思います。係をつくる以

上、それ相応の業務を担当する係として持つべきではないかと思いますがいかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 当然ながらそれは分かっておりますし、今の秘書業務っていうのは私のスケジュール、副町長のスケジュール管理だけじゃなくて、いろんな情報がそこに集まってきます。そういったことで広報係で情報発信するというのが一体となって、素早く町の情報を発信できるようにしたいということで、今考えているような秘書または広報だけじゃなくて、これから先の秘書広報係というのは、もっともっと業務が多彩な業務が必要になってくるというふうに考えております。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員） 平成21年当時、広報・秘書は総務課で担当しておった時期があります。今回、町長の秘書業務だけを移管するのであれば、業務を総務課ですべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、町の話、先ほども言いました話だとか、そういったのはまちづくり課の中で情報が集まってくることも多くあります。それと同時に総務課っていうのは他に属さないところは全て総務課ということになります。通常の業務自体、今言うような、町長・副町長のスケジュール管理だけというようなことでもありませんし、他の市町村を見てもそういった秘書政策課であったり総合課のところにあたりというようなこともあります。全てそういったものを含めて、まちづくり課の中で市長と広報係を一つにした秘書広報係によって、より町の情報発信、私だとか、副町長だとかそういったことだけでなく、町の情報の全てをこのまちづくり課の秘書広報係から発信をしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 栗田議員。

○11番（栗田美和議員） 篠原議員の今質問なり疑問点と関連するわけですけども、広報をこれから先強化していかないかんちことを町長言われていますけども、そうであるならばこの課自体をねここのまちづくり課をね、まちづくり広報課とかいうような形でねピシャッと明確にしたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。係長クラスのとこで、そこでその秘書係っていうことをつくるのであれば、もっと上の段階でねそこをピシャッとしたほうが町民にも分かりやすいと思う。それともう1点は、今度新しく新庁舎があった場合、今までの私も現場を見てきたわけですけども、あそこの今まで町長がおられるところを総務の上のほうに持っていかれるということです。まちづくりとか持っていかれるということですけども、今おられる秘書の方1人ですよね。その方の1人だけで仕事ができるのかね。そこに当然ながら座席なんかピシャッと確保してあるのか。そのところはどうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 課の名前については、やはりまちづくり課ということで今考えておりますし、その中に、まちづくり戦略係、そして安全安心係と同時に秘書広報係の3係を置くということで考

えております。場所についても庁舎の中に、この議案をご承認頂ければそれなりの場所を確保したいというふう考えております。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） 2番。一般質問の折の話を参考に町長の答弁の中にありましたので、そういった意味で言ったんじゃないんですけども、町長が在庁しているか出張しているか、おるかおらんか、その程度が分かればいいという意味で申し上げたのであって、あとその活動内容は定例会ごとに議会に説明、もしくは報告すべきことを報告していただいて、情報の共有といった意味で申し上げましたので、あまり広い意味で受け止めていただきたくはないというふうに考えております。

さて議案70号ですけども、まず提案理由でありました。秘書の移管ということでございますが、もうまず基本的なこと。もう一度伺います。今の秘書の方はどのような業務をされているんですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 当然ながら先ほど篠原議員が言われたように、私のまた副町長のスケジュール管理もしておりますし、スケジュール管理だけでなく来庁者、私に対する来庁者の管理も含めて、また今の役場では突然いろいろな方がお見えになることもあります。そういったことも秘書の方がいろいろと采配をしてくださっているということです。と同時にほかの情報についても秘書のところに集まってくることもありますので、そういったことも含めて管理をしてくださっています。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） 突然の来庁者云々と言ったところでね、それは町長のスケジュール管理の守備範囲に入っているんじゃないかというふうに思います。過去にSE時代に多くの企業でシステム化をしてきました。その折に秘書の方っていうのは、スケジュール管理はもちろんですけど対外的な文書作成であったり、ここでいう町長の活動範囲における全ての挨拶情報の下書きを試みたりといったような多くの業務を扱っておられました。各課が行っているような内容のもの、それらを把握されて行っていたといったようなことで、私は秘書というものがそういう存在であるというふうに理解しています。ただね今話によると、スケジュール管理等それから各種いろんな情報とおっしゃっています。それと広報係が一つになったところで、情報発信能力が向上するっというふうにはなかなか理解できないんですが、もう少し具体的に分かりやすく説明してもらいます。今回これに至った根拠が全く見えない。それをもう一度、明確にお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 もう一つ付け忘れておりました。私の挨拶文等の下書きは各課でしていただいておりますが、それを私が修正したり、それをもう一度秘書の方に見直していただいたりっていうことも文書の見直しとかもしていただいております。と同時に今例えばホームページについては、まちづくり課の戦略係の中の1人が職員として今やっております。しかしながら、広報誌の作成にか

なりの時間を費やしておりまして、なかなか今のホームページについての更新についても遅れるということもありますし、まだまだこれからホームページを今見直しておりまして、充実させるということもしておりますので、それについての業務も多忙になってきます。と同時に町をこれから先もどんどん紹介していくためにも、動画の作成だとかSNSの発信、SNSも例えばインスタにしてもT i k T o kにしてもT i k T o kするかどうかもまだはつきり決めておりませんが、またはXにしても、そういったものもこれから公式のSNSを発信していこうというふうに考えております。さらには、町にそれを発信するにも町にもう出かけていって、動画の作成だというようなことも考えております。いずれにしても今の鞍手町の情報発信については重立ったところというのは、ホームページと広報誌しかないというふうに考えておりますので、今もう少し多様な方法によって情報発信をしていく必要があるだろうというふうに思います。他の市町村と比較するわけではありませんけれども、他の市町村とも考えてみますと、今この情報の時代の中で情報発信が弱いということ自体、鞍手町の存在を他の鞍手町外の方にやっぱり知らしめるということがすごく少なくなってくるということと同時に町内の方にも情報発信がすごく弱いために、鞍手町のことを余りよく知らない方も多くなっているというふうに思います。そういったことも含めて、情報発信は必要だというふうに考えております。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） 何かまるで地域おこし協力隊の説明を受けたかのような感じですけど、要するにそれがうまくいってないから今回急遽この係を作ったというふうな受け止めでいいんですか。町長ね。もう根本この議案の中身でいきますよ。まちづくり課に設置するんでしょ、新設するんでしょ係を。そうするとね、先日、議会で行った特別委員会、現場で3階の執務室のレイアウトを聞きました。町長室、町長・副町長がおる囲まれたところがあって、セキュリティで。その横が総務課ですよ。横その左、右はカウンターに向かって右端があなた方がおって、左端がまちづくり課ですよ。そこにつくるんですか。何で横につくらないんですか。横におるべきでしょう。それだったら。秘書もおるんだから。だから総務に持たせるべきじゃないんです。僕はそう思うね。じゃないとこれ命令系統がおかしくなる。何で総務課を飛び越えたところにその人たちがおるんです。情報の発信の有無云々、スピード化、迅速化、それを図るのであれば、あなたの横に置いとくべきでしょうが。秘書と一緒にそうしない理由が分からん。要するに地域おこし協力隊がうまくいかなかったからって先ほど言いましたけども皮肉のように。そうじゃなくて、まちづくり課に置くということ自身がこれ矛盾しているんじゃないですか。私のこの意見を聞いて、急遽3階のレイアウトを変えるなんて、そんな珍事なことはやらないで頂きたい。お答えありましたらどうぞ。ごめん一般質問みたいになったね。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 いや全くレイアウトを変えるっていうことは考えておりません。場所については、当然、秘書と広報係ということになりますので、入り口のところに秘書と広報係が係として張りつくようになります。それで離れたからって言って命令系統がおかしいおかしくなるとか、そう

いうことはまず無いというふうにも考えておりますっていうのが現時点で、今、考えてみると地域包括支援センターはこの中には、総合福祉センターの中にあります。あの係と、今、福祉人権課とうまくいってないかっていうとそういうわけではないですよ。係は向こうが離れていますけども、別にそれが滞っているわけでもありませんし、場所が離れているから指揮命令系統がおかしくなるというようなことは私はないというふうに考えております。いずれにしても地域おこし協力隊等の関係はありませんし、むしろ言うとすれば地域おこし協力隊で情報発信をしたいということにつきましては、議会の皆さんからはそれは役場の職員ですべきじゃないかというようなこともご指摘があって、当時は予算については削減されたということもあります。そういったことから、今回は役場の職員で特に秘書広報係という一つの係をつくってより多くの情報発信を町民の皆さんそして町外の方たちに情報発信をしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　単純に聞きますけど秘書。今いる秘書人は広報係に移ってどっちに重きを置くんですか。秘書さん自体はどっちに重きを半々でできる仕事ですか。例えば町長、来客があったらその対応もしないといけないし、スケジュール管理ももちろんしないといけないし、常にほぼそこにおっておかないと難しいんじゃないかなと思うんですけども、それと広報とちょっと一緒にならないんじゃないかなと思うんですけど。広報を強化するというのは分かりますよ。だったら広報係の、例えば人を増やすだとか何かもっとほかの方法を考えるとかいうことをすればいいのに何でそこで秘書なのか。ちょっとよく分からないんですけども、その点についてお答えください。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　主たる業務は秘書の事は秘書がします。そして広報の係は広報をします。主たる業務は恐らくそうなるというふうに私自身は考えておりますが、そこに係長が1人つくことによって係長は秘書と広報を両方を見るような形になりますし、その3人が力を合わせて、それぞれ補っていくということで、係長が1人つくので秘書広報係の係長が1人つきますので、その3人書か係長と係2人っていうような恐らく、これは来年3月の定期の異動のところに最終的にはどのような配置にするかということは考えていきますけども、そういうことでより補うこともできるというふうに思います。これは他の係でも同じようなことにもなります。主たる業務と、それを補うような形ということで2人がより多くの仕事をしていくことになればいいというふうに考えております。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　先ほども少し出ましたけれども、やっぱり秘書は町長・副町長のスケジュール管理だとか1番鞍手町の中核にいるところですよ。町長にもし何かあったら、副町長にもし何かあったら、今度、総務課長がね肩代わりというか指揮命令系統でやっていかなきゃ、そこに秘書がねまちづくり課におるっていうこと自体がね。ちょっとどうなのかな。秘書自体はやっぱり総務課に置くべきだと思いますよ。広報をどうするかっていうのは、例えば広報は広報でまちづ

くり課でもうちょっと充実させて、秘書からいろんな情報をまちづくり課の広報係を受けるとか、そういうふうになればいいんじゃないでしょうか。わざわざ課をまたぐというか移す必要はないんじゃないかなというふうに思うんですけど、

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 いや。課をまたぐというか秘書業務、課をまたぐっていうのもちょっと考え方が分かりませんが、要するに秘書は先ほども言いましたように、秘書業務はもちろんそれが主たる業務になります。広報の担当は広報が主たる業務になると同時に、そこに係長が1人つくということを今のところは私自身は想定をしておりますけども、それで3人の中で主たる業務と同時に、例えば今までほぼほぼ広報は1人ですることが多くて相談ということも係長にしたりだとか、他の職員に相談することもあったでしょうけど、はっきりとそこで秘書広報係ということによって相談もスムーズにできるでしょうし、3人が色々な知恵を出し合うこともできるでしょうし、そういったものを独立してつくることのほうがより情報発信なりにより多くの情報を住民の皆さんに、または町外の皆さんに知ってもらうこと、それが鞍手町を知ってもらう。そして、今の情報が過多の時代の中で埋没しないようにしていくってということだと思います。特に、移住定住のことを考えていけば、鞍手町を知ってもらうという意味からお話をしています。

○4番（宇田川亮議員） ちょっと聞いてない。

○岡崎邦博町長 じゃ、答弁これで終わります。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） いやいや広報が大事っていうのは私理解していますよ。だからさっき言ったじゃないすか。方法を充実すればいいじゃないかっていう話をしました。またぐというのはこれも言い間違いで最後に訂正しましたよ。私が言いたいのは中枢であるところの秘書はやっぱり総務課の所属しておくべきじゃないだろうかって言っているわけ。その中で広報を充実させるために1人増やすなり、そっから秘書は秘書で総務課に置いたなりね。それから情報発信で何かこうお手伝いするような町長が命令すればいいわけじゃないですか。それで済むんじゃないんだろうかというふうに思うわけ。情報発信については大事っていうのは分かっています。何度も言われてね。その中枢部分で秘書はやっぱり総務課に置いとくべきだろうというふうに思うわけですけども、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど他の市町村の話も少ししましたが、要するに秘書と政策が一緒になっているところもあります。秘書と総合政策っていうような形でやっているところもあります。それは総務と切り離しているところもあったりするんですよね。だからこれから先、何を要するに重要視してまちづくりをしていくかっていうことが、私としては重要なところを担っていくっていうのは当然ながらあると思いますけども、それと同時に今後まちづくりに対する政策、その他も含めてまちづくり課というのが今あるわけで、総務課とまちづくり課は、今回、新し

い庁舎の中では3階というところに置くようになっております。本来ならば、これが一体となるということも一つは考えの中にあるんですが、そうなりますとあまりにやはり課題中になるというようなこともありますし、そこは当然、総務課は、今後も人事管理、庶務、そしてまた庶務の中の議会、あとは法制だとか電算も総務課のほうにあります。そういったこととあとはまちづくりの中に、今もう何度も言いますように戦略と安全安心と、今度は秘書広報係ということで、まちづくりに対するかということの位置づけになるということで、それは当然ながら秘書がそこにあっても私はおかしくないというふうに考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） すいません。1点質問ですが秘書の方が動画の編集もするんでしょうか。それとも動画の編集をされる方が秘書もするんでしょうか。それとも別々でしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、基本的な主たる業務っていうのはどこの係でも一緒ですけど、それぞれ割当てがあるわけです。だからそれぞれは主たる業務として担当はあります。担当が担当ありますが、その担当だけがそれだけをすればいいというようなことじゃなくて、当然ながらそこは相談もあるでしょうし、編集の中でここはこういうふうにしたらどうだろうかというようなことで2人で知恵を出すということもできるでしょうし、それはほかのところの係でもあっていることです。ですから、もうここで担当が決まればそれ以外のことは一切しないというようなことではありません。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第70号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第71号鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第71号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第72号鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 納税通知証を納期限前10日までについてということです。そのために今からいろいろ国保なり同じような改正になっていますけれども、具体的にどういうふうに今どうなっていて、今後はこうなりますよっていうのを教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。納税通知書は遅くとも納期限の10日前までに納税者に対し交付しなければならないということになっております。その中で令和3年10月より郵便局の郵便物のサービスが一部変更となり、土曜日配達休止、翌日配送の廃止、配達日数の繰下げが行われ、納期限10日前までに納税者に交付することが難しい状況と今なっております。その中で特に固定資産税につきましては納税義務者が格段に多く、納付書のほかにも課税明細と同封するというような形で作業も多岐にわたっております。そのために納税通知書を納期限10日前までに確実に納税者のほうに交付するためには納期の変更と納期限の変更をあわせて行うということで、今回改正を行うところでございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第72号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第72号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第73号鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第73号は民生

産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第73号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第74号鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第74号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第75号鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 星議員。

○3番(星正彦議員) 議案75号について質疑をさせていただきたいと思います。今回、奨励金の交付対象者は従来のように定住を目的に新築もしくは購入または住宅の所有権を有するものという従来ありました。今回新たにそこに相続も入っているというふうに理解していますが、そこでこの事業について、直近5年間の交付対象者件数、分かれば定住の申請件数、移住の申請件数がどうなっているか。お聞かせ頂きたいと思います。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。直近5年間についてご回答いたしたいと思います。まず、令和5年度、これは平成24年1月2日から平成31年1月1日に課税された人が対象になりまして、290世帯1,076人が定住というふうな形になります。うち新規世帯数が52世帯187名、また町内移動の定住世帯が20世帯で77人、続きまして令和2年度が平成24年1月2日から令和2年1月1日課税の対象の方で341世帯1,286人、うち新規世帯数、転入者数37世帯131人。町内移動が14世帯の58人、それから令和3年度になります。こちらにつきましては382世帯1,427人、うち新規世帯数、転入者数になります。38世帯の138人、町内移動者が18世帯の78人、令和4年度が24年1月2日から令和4年1月1日で429世帯1,583人。うち新規世帯数が49世帯、移住世帯が25世帯の84人、町内移動定住世帯が24世帯で68人、1番直近で令和5年度が、平成25年1月2日から令和5年1月1日の課

税対象者で4 2 1世帯、人数にして1, 5 4 3人、うち新規世帯数が4 4世帯、移住世帯数が3 3世帯の9 4人、町内移動の定住世帯が1 1世帯の3 9人となっております。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星正彦議員） これは議案の説明されるときに一定の成果が上がっているという町長説明されました。私もそのように思います。ただし本年3月議会で質疑をさせていただきましたが、移住定住を本町に求められる人たちの調査をすべきじゃないかということを申し上げました。これは当時の課長が違かったと思いますが、なぜそのことをお尋ねし質疑したかという町外から本町に移住を求めてこられる方たち、やっぱり本町の魅力がどこにあるのか。少なくとも、長い間鞍手町に住んでいますと当たり前のことで私たちは感じられないところ、しかし町外の人たちから見れば、鞍手町にはこういう良いところがある。例えばですよ。今回、庁舎が建ちました。病院がある庁舎が近くにある。買物をするのも便利だ。鞍手駅がある。鞍手インターがある。そして、令和10年には小学校統合される。非常に大きな魅力が私はそこにあるというふうに思うんですね。だから本町に移住を求められて家を建てられた方たちがどういう思いで、鞍手町に家を建てようと思ったのかということは、これは聞き取り調査も含めて実態をやっぱ把握していく必要があるのではないかなと思うんです。そのことを通して定住促進奨励金交付事業がもっと効果を持つと思うんですね。情報発信がもっともっと積極的にやらなければならないというふうに感じています。もちろんそういう意味で3月議会で質問させていただきましたけど、それ以降、この聞き取り調査をされたのかどうか。さらにこれはもう意見になりますので、これ議案質疑になじまないと思いますけども、具体的なことについてはこれは総務文教委員会の付託案件になろうと思いますんで、総務文教委員会の中で議論を深めさせていただきたいと思いますが、まず本町に移住をしようということて来られた人たちのやっぱ聞き取り調査というのをやってきたのかどうか、そして今後やるっていう思いがあるのかどうか。そのことについてお考えを聞きたいというふうに思います。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。定住奨励金を活用して本町に移住されてきた方々のアンケート調査については、これまで行っていないというのが現状なんですけれども、本年度は第6次総合計画の策定期間となっております、住民アンケート調査というのをしております。その中で、転入されてきた方、それから転出された方、鞍手町から転出された方々には、そういうふうな部分のアンケート調査を行いました。特に定住されてこられた方については、なぜ鞍手町に定住したのかっていうことをお聞きしましたら、やはりこういうふうな定住奨励金の制度があったので鞍手町に移住したっていうふうなお答えも頂いておりますので、よりここを先ほど言われましたように、情報発信を含めたところで鞍手町がより良い町だということを含めて、今後も発信をしていきたいなというふうには考えております。それから今後について定住奨励金のアンケートの部分は、今後ちょっと町長・副町長とも調整をした上で今後どうしていくかということを整理をさせていただければなと思っております。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） この改正条例（5）。相続贈与等の購入によらない手段で住宅「現に居住する者がいない住宅に限る」と、こうあります。この括弧内の表現だけど要するに空き家ってことですか。そこの一文をちょっと説明してもらえます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。今議員がおっしゃいますように空き家というふうな形になります。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） この条例、非常にそのパターンが多くて該当するしないっていうパターンが非常に多いと思うんですよ。少し細かなことを聞きたいと思っています。ただ、今ここで聞くと回数制限等で引っかけられますので、総務文教委員会の中でねちょっとこういういろいろお聞きしたいと思いますので、そういった意味で資料等をご準備頂きたいと思います。配布してくれって言っているんじゃないくて、ケースバイケースで該当してみたりしなかったりといったようなことが非常に多いというふうに聞いておりますので、その辺を少し掘り下げていきたいと思いますので、答弁ができる範囲内で結構ですので、資料等を準備されて委員会臨んで頂きたいというふうに思いますがいかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 委員会審査の際には、まちづくり課のほうから資料を提出させるようにします。詳しく説明するようなものをもって委員会審査に当たるようにし話をします。と同時に、先ほど星議員のほうからも質問がありましたが、先ほども課長が答弁したように、今回、総合計画をつくる際に移住してきた方についてのアンケート調査をしておりますので、その項目も詳しくあります。そういったことも含めて委員会審査の中で報告をさせるようにしたいと思います。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） 町長がせっかく資料等をつくって委員に配付っていうお心遣いは非常にありがたいんですが、これ、金曜日がもう委員会ですので、この間にケースバイケースなんて資料つくれるっていうようなボリュームじゃないと思うんで、口頭でのご答弁でそのための資料等の持参していただければ十分かなというふうに考えますので、町長のお言葉は非常にありがたいんですが、そのようにご配慮頂きたいと思います。それから質疑者私ですので、私のときに他者の質疑の答弁というのは、やはり他の議員の方が質疑されているときに挙手をされてご答弁を頂きたいというふうに思います。3月以降生放送いろいろございますのでそういったことのルールといったものはお互いにしっかりと守っていききたいというふうに考えますので、よろしくご配慮のほどお願いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 申し訳ありませんでした。今後このようなことがないように注意をいたします。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 議案の中身についてはね定住促進の奨励ということで、期間を延長することについてはね、私は異論はありませんけれども、ただ提案の説明で1民間組織が出した消滅可能性都市とかそういうのも入れていただきたくない。これを指標にして、だからこれが改善されているから、この事業よかったんだとかね、そんな提案説明やめていただきたいと思います。消滅可能性って鞍手町が消滅するんですか。合併でもしない限りはしませんよ。ですから人口を増やすため、また定住を促進するために、この事業が今こういう指標、数字で改善していますよとかいう説明ならいいです。先ほど3番議員が聞かれたような説明だとか、だから提案説明のときに言われたようなことについてはねやめていただきたいと思います。これについて答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 提案説明については、きちんと精査をし、宇田川議員が言われたことには十分な注意を図り提案説明を今後していきたいと思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第75号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第76号鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例を議題とします。質疑はありませんか。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） これが廃止になるんだそうですけれども、この鞍手町の用品調達基金には残額はなかったんですか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 会計課長。

○小長光弘平会計課長 残高についてのご質問だと思いますのでお答えさせていただきます。基金残高は100万円でございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第76号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第77号令和6年度鞍手町一般会計補正予算第4号を議題とします。まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の14ページをお開きください。2款総務費及び3款民生費について、14ページから23ページまで質疑ありませんか。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 15ページ中段です。総務管理費の中の公用車管理費。ちょっと金額少ないんですが修繕料とあります。これは何でしょう。事故とかじゃなければいいなと思っているんだけど、その辺をお答えください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。公用車管理費の修繕料につきましては車検代のほか、修理の緊急対応分として10万円を予算として計上させていただいております。今回、町のマイクロバスが福祉車両を兼ねておりますけども、車椅子の乗降用のパワーリフトが故障いたしまして、修理に9万円ほど要すことになりましたので緊急対応分を年度末まで確保するという事で、補正をさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 申し訳ない。17ページ。防犯灯の関係です。まちづくり課のほうかな。光熱水費として計上されておりますが、これ防犯灯の管理費ということで、防犯灯ですから県道が延伸したところの先の新設防犯灯の電気代等を指しているのか、それともまた違うものを指しているのか。電気代の高騰等もあると思いますので、これはどういったものが含まれているのか教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。今回の補正につきましては燃料費等の調整単価の上昇及び先ほど議員のほうがおっしゃいました県道直方～鞍手線の防犯灯の設置に伴い予算不足が見込まれるため補正をするものです。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) ページ数21ページです。児童福祉総務費の中の正規従業員の人件費ですが、かなりちょっと額が大きいんですが負担が多いのではと思うんですが、この説明お願いいたします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今回、補正予算の中で総務課人事庶務係のほうで正規職員の人件費については各款項目ごとに1年間の人件費として時間外勤務手当の費用を一括で予算計上させていただいておりますが、その分が3月までちょっと不足が見込まれるということで、今回補正予算を要求さ

せていただいているところでございます。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） であれば、今いらっしゃるその職員の方々がほかの課よりも残業が多いとか、そういうふうなことではないという捉え方でよろしいのでしょうか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今議員がおっしゃる通りではございます。ほかの課の当然超勤しているところもございますし、今回この児童福祉総務費の中で超勤の時間数は当初見込みより増えたということでございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 15ページの財産管理費樹木伐採等委託料ですが、これは積算の根拠を教えていただきたい。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。樹木伐採委託料の補正につきまして、今回もともと9月補正のほうで3件の樹木伐採委託料補正をさせていただいております。その中の1件で施工の方法がちょっと増加したというか、現地で伐採をするにあたり工数が増えた部分等がございまして予算が膨らんだ部分がございます。その部分で緊急対応分を少し使用する形となりましたので、今後緊急対応分を確保するために補正をさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。4款衛生費から7款商工費について、22ページから27ページまで質疑ありませんか。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 26ページの最初は1番上ですけど、農業振興費として新規就農者育成総合対策事業補助金というのが上がっております。具体的な内容をお知らせください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えいたします。まず当初予算につきましては、令和4年度に就農いたしました個人1名、夫婦1組で、令和6年度就農いたしました法人1社の経営開始資金、それと経営発達支援の2つの補助メニューの合計額を計上しておりました。しかし法人におきまして、前年度の収入が交付基準を超えていたことから、一次募集の開始資金のメニューが不採択というふうになりまして、2次募集におきましてその法人が機械導入の支援の補助メニューを申請をしたところ内飽が出たことから、必要額となる375万3,000円の増額の補正を行っているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。8款土木費から12款公債費について、26ページから33ページまで質疑ありませんか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 29ページと31ページにあるんですけども、小学校と中学校の校内情報通信ネットワークのなんか電波干渉状況などの分析と調査ということで、180何万と中学校でも30何万ありますけれども、調査はいいとして例えばそれ調査結果で何かあった場合に、そのネットワーク環境をもっと整えるため充実させるために増加するとかいうための調査なんですか。今既に不具合があるからこういう調査をやるのかどうなのか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。この調査に関しましては現状のネットワークを調査・分析を行って、ネットワーク環境の現状を把握するために行うものであります。課題があった場合は問題点や改善策を提示することにより、最適なネットワークの実現を目指すものです。この調査については、今後、全国学力学習状況調査や県の学習調査のほうをパソコンやタブレットを使った試験を行うということで、令和7年度より一部実施、令和8年度以降は完全実施ということで行うようになっておりますので、そのときのためのネットワーク環境の事前の調査ということで行うような形になります。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) これは全部単費でしょうか。それとも国庫支出金というのがありますけれども。なのか。補助金等があるのか。どうなのかって教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 この分に関しましては、補助金で3分の1補助されるようになっております。この分が令和5年度の補正予算ということで、次年度以降があることが不明ということで、またこのGIGAスクール構想で今後行っていく補助金の中に、この調査を行っていくことってということが、補助金の補助要件という形で上がってくるということになりますので、この調査のほうを、今回、補助つきで行っていくという形で考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 委託先はどこでしょうか。分かりましたら教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 今後、この分に関しまして入札等を行いながらで業者さんのほうを決めていくような形になると思います。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 2番。31ページ。文化財保護費の樹木伐採等委託料が上がってい

ますが、これはどこを指しているのか。具体的にそのあるのか、それとも今後発生するための予算計上なのか、その辺を教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。樹木伐採費につきましては、八尋にある十六神社のクスノキ、こちらのほうを定期的に樹木医に診断をしていただいております。その診断をしていただいた結果、木の先端部分等が一部枯れてきて道路に覆う部分というのが出てきておりますので、歩行者の方や車等の危険が想定されるため、早急な伐採をとということで診断が出ておりますので今回その分を計上しております。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） その分は分かりました。給食費の関係ですが、33ページ。500万ほど物価等の高騰云々を理由に提案理由の説明にありました。恐らく通常考えるに、それ相応だろうとは思いますが、今仕入れている先だけのことで検討されたのか、ほかに安定供給していただけるような先が調査してそれでなおかつ今回の補正に至ったのか。そういった調査をせずに今回の補正に至ったのか、その辺はいかがですか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。今回の補正の分は一応栄養士さんのほうが3月まで、大体メニューのほうも考え、新しいところではなく、今現在使っている福岡県の学校給食共同調理場、ここは県のほうの学校給食のほうの単価をもとにしております。そちらのほうが1番安価で安定して入っていることを想定してこの分の金額っていうのを出しております。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） 福岡県のほうの何かそういった資材調達をしてくれるようなところがあって、そこが最も安価に入って安定供給をしていただけるといったこれ実績があるというふうなことで、その数字を基に補正したと。よそとは比較してないという理解でいいですか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 単価自体が4月の当初でその分は決まってしまうので、いろんな変動等も考えた上で、そのほうが1番安価で1番安定しているということで、算定のほうもしやすいということで、そこを基準に考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 補助金というのはあくまでも補助ですけれどもね。無償が何か月かでもできたらいいなという思いがありますが、何か最近ですね、重点支援地方交付金というのが交付されるということも耳にしましたので、そういうお考えはないか1か月でも無償化にする。

○的野信之議長 それは質疑ではなく、一般質問等で質問されるべきですので

○12番（西藤典子議員） 分かりました。すいません。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。8ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。8ページから13ページについて質疑はありませんか。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 10ページ日出のところに寄附金というのがありますねふるさと寄附金というのがあります。11ページに企業版ふるさと寄附金というのがありまして、9万9,000円と上がっております。どこどういう企業からのものか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。この企業版ふるさと納税につきましては東京にあります転職サイトを運営している会社。タレントスクエア株式会社より町の地域再生計画に載っておりますメニューといたしまして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえる事業というのがございます。それに対しまして10万円の寄附があったことから補正を行っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第77号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第78号令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。質疑はありませんか。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) すいません。ちょっと分からないので聞きます。9ページの第三者行為の一般被保険者第三者行為納付金の400万円の内容を教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。第三者行為でございますので実際は保険給付が受けられないものが本人様が納付された分と、あとは大きなものにつきましては損害保険会社のほうからその分が保険給付を行ったものがうちのほうに戻っていけるというものでございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第78号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第78号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第79号令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第79号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第79号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第80号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和6年度固定資産税の課税免除を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第80号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第80号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第81号地方独立行政法人くらて病院第4期中期目標を議題とします。
質疑はありませんか。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） 2番。付託先が総務文教委員会から民生産業委員会に変わりましたので委員会でいろいろお伺いしようと思っていたんですけども、お聞きする機会がここしかなくなりましたのであえてお伺いしますが、まずこの中期目標の最重点項目というのかな。それはどのようなものを指されているのか。お示し頂きたいと思います。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えいたします。この第4期の中期目標につきましては平成25年に当時の町立病院が独法化しまして、地方独立行政法人くらて病院となりました。その中で第1期、第2期、第3期今は途中でございますが、4年スパンで中期目標を設定しております。今回、第4期中期目標を設定するに当たりましてくらて病院評価委員会等の意見も交えながら、会議の中でこの中期目標を策定さしていただいたわけですが、やはり重点項目となりますと鞍手町民をはじめ地域住民の健康の維持・改善が図られるよう、将来にわたり安心できる良質な医療の提供、それからもう1つは赤字経営が続いておりますので、経営基盤の強化として収入の確保と支出の節減が重点項目というような形で今回目標を策定させていただいております。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） 何だったっけ。分かんなくなっちゃった。まずこの中期目標の中に利用者の立場で考えた場合、満足度云々ということが表現されています。この満足度っていうのはまずそれぞれ受け止め患者によって千差万別あると思うんだけど、今度は評価もしなきゃいけないと思うんでその辺の基準とかいうのはどのように考えていらっしゃるのか。そこをまず教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 この利用者満足度ところでございますが、これはもう第3期の中期目標の中にもございました。この部分につきましては、くらて病院のほうが来院者、患者も含めてですけども自由にアンケートを記入してくださいというようなアンケート調査を常時行っておられます。その中で、やはりいろんなご意見を頂いた中で、それをくらて病院として1つずつ解決していくというようなところを評価委員会等の折に病院のほうから聞き取りをいたしまして、それで評価をしていくというようなことになろうかと思います。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員） 医療事故等に繋がらないことを最大限の目標になると思うんですが、ちょっとねこの委員会で聞こうと思っていたんだけど、ちょっとあえて議案から離れるとは思っているけど聞きますが、新たに建て替えて病院が移築したこの最大の原因理由っていうのは、病院の建物自身が耐震化なされていないというのが最大の理由だというふうに受け止めています。それ

で今この目標これは病院の経営に関することがおもだと思うんだけど、旧のくらで病院の建物、この件についてはどこも触れられてないんですよ。これは当然、町の一般財源として返ってきて、それを町が解体するのか、病院が解体してその部分を土地を病院が処理して、その代金は病院に入るのかとかいろいろあると思うんだけど、独法なんで不動産の売買なんてできないと思うんですね。その辺をどのように今後考えていらっしゃるのか。お答えがあれば頂きたいと思います。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。施設所管課であります管財課のほうからお答えいたします。この件に関しましては他の議員からの一般質問等でも過去あった中でお答えをさせていただいている部分もあるかと思います。病院の旧病院跡との部分については、今後、不要財産といいますか、病院としては不要財産という形になってこようかと思いますので、当然町のほうに帰属していくことにもなろうかと思いますけども、解体等の手法については高額な費用がかかりますことから、まだ具体的なやり方も含め決まっておりません。今後、利活用を含めた中でその分についても早急に検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 3ページの先ほども触れられましたが、利用者満足度の向上のところで、利用しやすいっていう意味で言えばねこれ9月の委員会のときにもちょっと言いましたけれども、障害者用の車椅子用の駐車場は屋根つきのところありますけども、一般の福岡県が配っていますふくよかなんだっけ、もらえるようなあれを下げとめてあるところもあるんですけどね。それはそれでいいとして、特にやっぱ車椅子の人は屋根つきの所で乗降場をつくってほしいわけですよ。乗降すると、例えば簡易台のような、そうじゃないとあそこにポンと車とめられたら、もう雨が降っているときに停められないんですよ。特に1人で場合ももちろんですし、介助者がいたとしてもそこはなかなか難しい。そういう意味で利用者の満足度の向上のところに例えば施設改善だとかいう部分がないんですよ。できて、また確かに入り口も分かりにくい。もう分かった人はいいいんですけど入り口も分かりにくいし、駐車場から入り口まで行く動線もなかなかね行きにくいっていいですか入りづらいような状況もありますけども、なかなかそこまでの改善ってのは難しいかもしれませんけども、目標としてはねやっぱり掲げていただきたい。通院しやすい病院ということでの中期目標なりを掲げていただきたいというふうに思いますが、その辺はどうでしょう。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今、宇田川議員がおっしゃいました件につきましては、去る9月の定例会の委員会のご意見として承りまして、私のほうからもくらで病院のほうにそういう要望もありますという形ではお話をしております。今の身体障がい者の方が乗降される場所につきましては、現状もうあれ以上をちょっと拡張等とすることは難しいというようなことも事務局長はおっしゃっておりました。ただ、ほかの救急外来のほうとかも若干屋根があるところがございますので、その部分についてはまた後ほど個別にお話させていただければと思いますが、今回、中期目標の中にはそういった細かい項目はうたっておりませんけれども、今回この12月定例会におきましてこ

の中期目標を議決頂ければ、今度は法人のほうが次期３月定例会に第４期の中期計画をつくって、また議決を求めるといような流れになります。その中でまた１月以降、今度は第４期中期計画策定においてくらで病院と本庁と評価委員会の皆さんとの会議がまた予定されておりますので、その会議等の中でも私のほうからもそういうご意見もあるということで、できれば計画の中に盛り込めるのであればそういった部分も盛り込んで頂くようなお話をさせていただこうと思います。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第８１号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第８１号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１５　議案第８２号鞍手町葬斎場の指定管理者の指定を議題とします。質疑はありませんか。

○的野信之議長　星議員。

○３番（星正彦議員）　議案８２号ですが、１つはどのような方法で選考されたのか、恐らくこれはプロポーザルでやられたというふうに思うんですけども、経過について説明を頂きたいというふうに思います。

○的野信之議長　住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長　お答えいたします。指定管理者の選定につきましては鞍手町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき行っております。指定管理者の公募を８月から１０月にかけて行ったところ１事業者より応募がありました。１０月に鞍手町公の施設に係る指定管理者選定委員会を開催し、選定を行った結果、有限会社富士サービスを同施設の指定管理者の候補として選定いたしました。以上です。

○的野信之議長　星議員。

○３番（星正彦議員）　公募をかけて１社しか応募しなかったということで、この富士サービスに指定管理をお願いするという形になりましたということですけども、それはそれでいいと思いますが、本来、私ちょっと議案見たときに気になったのは、この中にそしたら指定管理委託料が示されていないんですよ。何で示されてないんだ。これ指定管理委託料というのは富士サービスとは話ができるんですか。その点をちょっとお聞きしたいと。

○的野信之議長　住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長　お答えいたします。選考の段階におきましては指定管理料というものは提示をしていただいております。指定管理者の選定の際に指定管理期間における収支予算書を提出していただいているところです。以上です。

○的野信之議長　星議員。

○3番（星正彦議員）　具体的にこの指定管理委託料というのは提示されてないわけですね。ということですね。例えば心配するんですが12月議会で私ども議会でこの議案82号について承認・同意した。しかし、指定管理者と指定管理委託料についてはこれからの協議という形になっているわけですね。なりますよね。そのときに、12月議会で議会は承認・同意したけども、これから指定管理委託料についてこの富士サービスと協議していかなきゃいけないわけでしょ。そのときに富士サービスの会社のほうから、いやこれ指定管理辞退しますよということだって考えられますよね。指定管理委託料の取扱いについて揉めた場合。その場合、議会はどう対応するんですか。12月議会でこれを承認・同意して、しかしこれから指定管理委託料についての協議を進めていくわけですから、この指定管理者が、いやこれこの委託料ではとてもやれませんよ。辞退します。いうことだって考えられますよね。考えられませんか。私はそこを心配するわけですよ。なったときに、この議案の取扱いどうなるんだろう。議会としてどうするんだろうということが非常に心配なわけですよ。ましてや今回のこの提案ちょっと乱暴過ぎるというふうに思います。この指定管理している富士サービスについては、これまでも町営斎場について指定管理委託を受けてやっておられますので、十分その実績は分かります。理解します。その会社を否定しているわけでは全くないんですけども、少なくともこういう形で提案する場合に指定管理委託料もこうなっていますよ。こうしました。決めて提案すべきじゃないかというふうに思うんですよ。これから協議しますってことになったときに、先ほどのような状況が出てきたときにどうするか。それは余りにも無責任な提案じゃないかというふうに思うんですよね。非常にこれは無責任といった失礼かわかんないけど、ちょっと心配しますよ。富士サービスは納得した。納得すればいいですよ。しかし委託料の関係でいや納得できない。だから指定管理者辞退します。こういう事態だって十分考えられるわけですからこの取扱いについては非常に心配しますし、十分配慮して対応していただかなければならないんじゃないかなっていうことを申し上げておきたいというふうに思います。答弁できるならどうぞ。

○的野信之議長　住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長　お答えいたします。まず今回の議案の中で金額等について触れてないところですが、総務省のほうで指定管理者の指定における議決につきまして指定管理者に管理を行わせる施設の名称を施設管理者に指定する団体の名称、それと指定の期間を議決事項として示して総務省が示しておりますので、今回、提出させていただいた議案の中にはその3項目を挙げさせてもらっております。先ほど収支予算額を上げさせてもらっている、提示してもらっているということで答弁をさせていただいたんですけども、収支予算額につきましては指定管理者の選定に当たってのあくまでも資料として扱っております。今後、この議会の議決を得て指定管理者が決定した場合には毎年度協議を行いまして、その年度の指定管理料を決定いたします。指定管理料が

決定した際には、3月の当初予算の中で計上させていただきたいと思っております。またその中で当然物価の高騰などの社会情勢により指定管理料が収支予算額よりも高くなることは想定されるかと思えます。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星正彦議員） 4回目になるので言いませんが。非常に問題があります。瑕疵がないっていうみたいな説明されましたけど。しかし問題がある。これ委員会で議論させていただきたいと思えます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第82号は民生産業委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第82号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第83号鞍手町衛生センターの指定管理者の指定を議題とします。質疑はありませんか。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星正彦議員） これも、議案82号と同じです。恐らく公募が1社しかなくて、この1社に指定管理だというふうに思うんですが、ただこれも指定管理費だけなんです。これから協議をしてということになると思えます。その点は、今日この本会議の議案質疑の中で指摘だけしておきたいというふうに思えます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第83号は民生産業委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第83号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。明日12日から16日までの5日間は、委員会審査の

ため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日１２日から１６日までの３日間は、委員会審査のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 １４時４１分 ——

~~~~~○~~~~~



| 令和6年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）          |                            |              |               |          |                   |          |
|-----------------------------------|----------------------------|--------------|---------------|----------|-------------------|----------|
| 招集場所                              | 鞍手町役場議事堂                   |              |               |          |                   |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告                     | 開 会 開 議                    |              |               | 議 長      |                   |          |
|                                   | 令和6年12月17日      午後   1時00分 |              |               | 的 野 信 之  |                   |          |
|                                   | 閉 会 開 議                    |              |               | 議 長      |                   |          |
|                                   | 令和6年12月17日      午後   1時57分 |              |               | 的 野 信 之  |                   |          |
| 出席及び<br>欠席議員                      | 議席<br>番号                   | 氏   名        | 出欠<br>の別      | 議席<br>番号 | 氏   名             | 出欠<br>の別 |
|                                   | 1                          | 許 斐 英 幸      | 出             | 11       | 栗 田 美 和           | 出        |
|                                   | 2                          | 田 中 二 三 輝    | 出             | 12       | 西 藤 典 子           | 出        |
|                                   | 3                          | 星      正   彦 | 出             | 13       | 篠 原 哲 哉           | 出        |
|                                   | 4                          | 宇 田 川   亮    | 出             |          |                   |          |
|                                   | 5                          | 野 口 美 恵 子    | 出             |          |                   |          |
|                                   | 6                          | 新 谷 留 晴      | 出             |          |                   |          |
|                                   | 7                          | 的 野 信 之      | 出             |          |                   |          |
|                                   | 8                          | 石 井 大 輔      | 出             |          |                   |          |
|                                   | 9                          | 許 斐 潤 一 郎    | 出             |          |                   |          |
| 出席    13人<br>欠席    0人<br>欠員    0人 | 10                         | 有 働 徳 仁      | 出             |          |                   |          |
|                                   | 会議録署名議員                    | 8            | 石   井   大   輔 | 9        | 許   斐   潤   一   郎 |          |

|                                        |             |              |   |                                 |            |   |
|----------------------------------------|-------------|--------------|---|---------------------------------|------------|---|
| 職務出席                                   | 議 会 事 務 局 長 | 武 谷 朋 視      | 出 | 議 会 事 務 局 次 長                   | 加 藤      優 | 出 |
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町   長       | 岡 崎 邦 博      | 出 | 副 町 長                           | 折 尾 敬 敏    | 出 |
|                                        | 教 育 長       | 外 園 哲 也      | 出 | 会 計 課 長                         | 小 長 光 弘 平  | 出 |
|                                        | 総 務 課 長     | 梶 栗 恭 輔      | 出 | 都 市 整 備 課 長                     | 西 生 卓 矢    | 出 |
|                                        | 福 祉 人 権 課 長 | 田 鶴 原 竜 二    | 出 | ま ち づ く り 課 長                   | 高 橋 奈 美 江  | 出 |
|                                        | 税 務 保 険 課 長 | 石   田      克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣    | 出 |
|                                        | 管 財 課 長     | 石 田 正 樹      | 出 | 上 下 水 道 課 長                     | 神 谷      徹 | 出 |
|                                        | 健康こども課長     | 沼 野 葉 子      | 出 | 教 育 課 長                         | 森 永 健   一  | 出 |
|                                        | 住 民 環 境 課 長 | 大 村 俊 夫      | 出 |                                 |            |   |
|                                        |             |              |   |                                 |            |   |
|                                        |             |              |   |                                 |            |   |
| 議事日程                                   |             | 別 紙 の と お り  |   |                                 |            |   |
| 付議事件                                   |             | 別 紙 の と お り  |   |                                 |            |   |
| 会議経過                                   |             | 別 紙 の と お り  |   |                                 |            |   |

## 令和6年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月17日 午後1時開議

### 第4号

#### 日程第1 議案の訂正

議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第68号 専決処分の承認（鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）（民生産業委員長報告）

日程第3 議案第73号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（民生産業委員長報告）

日程第4 議案第74号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（民生産業委員長報告）

日程第5 議案第78号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（民生産業委員長報告）

日程第6 議案第79号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（民生産業委員長報告）

日程第7 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期目標（民生産業委員長報告）

日程第8 議案第82号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定（民生産業委員長報告）

日程第9 議案第83号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定（民生産業委員長報告）

日程第10 議案第69号 鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（総務文教委員長報告）

日程第11 議案第70号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例（総務文教委員長報告）

日程第12 議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（総務文教委員長報告）

日程第13 議案第72号 鞍手町税条例の一部を改正する条例（総務文教委員長報告）

日程第14 議案第75号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例（総務文教委員長報告）

日程第15 議案第76号 鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例（総務文教委員長報告）

日程第16 議案第77号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）（総務文教委員長報告）

日程第17 議案第80号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除（総務文教委員長報告）

日程第18 発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例（議会運営委員長報告）

日程第19 発委第2号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則（議会運営委員長報告）

日程第20 発委第3号 鞍手町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（議会運営委員長報告）

日程第21 発委第4号 町長の専決処分事項の指定に関する条例（議会運営委員長報告）

日程第22 閉会中の継続事件

1 2 月 1 7 日 本 会 議 審 査 報 告、 閉 会

~~~~~○~~~~~

—— 開 議 1 3 時 0 0 分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第71号鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について、町長から訂正の申出がありました。ここでお諮りします。町長からの申出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって町長からの議案第71号の訂正についての申出を許可することに決定いたしました。ただいま議題となっております本件について、議案訂正の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 議長より訂正の申出に対し発言の許可を頂きましたので、議案第71号鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の訂正内容につきまして、ご説明させていただきます。12月4日に提出させていただきました議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきまして、附則中の第1項第1号及び第2号におきまして、今回改める条文と合致しない記載及び改正規定という文言の二重記載をしておりました。訂正する部分につきましては、お手元に配付させていただきました別紙正誤表のとおりでございます。以上が議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案の訂正理由でございます。

議員の皆様には、委員会終了後に議案を訂正するという事で、大変ご迷惑をおかけすることになり、申し訳ございません。今後はさらに細心の注意を払い、議案を提出するよう心がけます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○的野信之議長 これから質疑を行います。議案第71号の議案訂正について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています訂正後の議案第71号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。これより、委員会審査のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 1時03分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 1時21分 ——

会議を再開します。日程第2 議案第68号から日程第9 議案第83号までの8件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○篠原哲哉民生産業委員長 民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第68号から議案第83号までの8件について、12月12日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第68号専決処分の承認。鞍手町独り親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、鞍手町独り親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を専決処分により改正するものについて議会の承認を得るものであります。議案第68号については、執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。重立った質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で承認いたしました。

次に、議案第73号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第74号鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、地方税法の規定に基づき納税通知書を納期限前10日までに、納税者に交付するために必要な日数を確保するため、条例の一部を改正するものであります。以上2件について、執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。重立った質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で可決いたしました。

次に議案第78号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。重立った質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で可決いたしました。

次に、議案第76号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。重立った質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で可決いたしました。

すいません。訂正して申し上げます。次に、議案第79号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。重立った質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で可決しました。

次に、議案第81号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期目標について、執行部より議案書に基づき補足説明を受け審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、病院経営の収支状況についての質問に対し、赤字経営が続き、令和6年度の見込みにおいて、物価や薬価高騰などの影響を受

け、厳しい状況の中、病院に対し今の状況を見据えた中で、病院経営を行ってほしいとの要望を行っているとの答弁がありました。以上、審査しました結果、当局提案どおり原案を全会一致で可決いたしました。

次に、議案第82号 鞍手町営葬斎場の指定管理の指定について、執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査いたしました。質疑応答の主なものとして、指定管理の業者選定に当たって、入札時の金額提示がないとの意見が出ていましたとの質問に対し、入札指定管理者の選定は違いがあり、業者から5箇年の収支予算の提示があり、その中で選定委員会で業者を選定することになっている。指定管理者が決まると、5箇年の基本協定を締結し、毎年、指定管理者と協議を行い、物価高騰などの影響を受けた場合など6年度の指定管理料の打合せを行い、年度協定を交じ合わすことと答弁がありました。また指定管理者の指定の議案には、収支予算書の資料を添付してはとの質問に対し、他の指定管理者の指定もありますので、指定管理者の指定全般として、総合的に協議していきたいとの答弁がありました。以上、審査しました結果、当局提案どおり原案を全会一致で可決いたしました。

次に議案第83号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定について、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。質疑応答の主なものとして、契約期間がなぜ3年間なのかという質問に対し、これまで5年間の指定管理期間としていたが、令和10年4月から町内で収集したし尿、浄化槽汚泥を遠賀川下流浄化センターで処理を行う予定とのことから3年間の契約期間としていたとの答弁がありました。また3年後に衛生センターの運営はどうなのかという質問に対し、遠賀川下流浄化センターにおいて、下水道広域推進総合事業の進捗状況は、今年3月の予算特別委員会で報告しましたが、今年度に詳細設計を完了し、令和7年度から令和9年度にかけし尿受入施設建設工事を行い工事完了後は、町内のし尿や、浄化槽汚泥について、遠賀川下流浄化センターへの業者が持ち込むことになり、衛生センターは閉鎖となります。衛生センターの運営は福岡県であるという答弁がありました。以上審査した結果、当局提案どおり、原案を全会一致で可決いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

**○的野信之議長** これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第68号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第73号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第79号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第81号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第82号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第83号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第78号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第81号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第82号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第83号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第68号 専決処分の承認 鞍手町独り親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に

対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第73号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期目標を採決します。本案に対する委



員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 鞍手町葬祭場の指定管理者の指定を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号鞍手町衛生センターの指定管理者の指定を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第10 議案第69号から日程第17 議案第80号までの8件を一括して議題とします。本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

**○新谷留晴総務文教委員長** 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第69号から議案第80号までの8件について、12月13日及び本日17日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第69号鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、翌年度以降にわたり長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。以上審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第70号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例は総務課で所管する秘書に関する業務を、まちづくり課に移管して、秘書広報係を設置新設し、まちの話題、町長の動静など、情報発信を強化していくため、条例の一部を改正するものであります。執行部から、議案書に基づき補足説明を受け審査いたしました。その質疑応答の主なものものとして、広報を充実するのに、なぜ秘書は賄う必要があるのか。町長の答弁からも見えてこない。秘書をまちづくり課へ移管しても、広報の充実というのは、町長、副町長のスケジュール管理を含めて、移管しなくてもできるのではないかという意見がありました。以上、審査結果、賛成少数で否決されました。

次に、議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は、雇用保険等の一部を改正する法律により、国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査しましたが、条例案に修正が判明し、本日、再度執行部より修正後の条例案に基づき審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第72号 鞍手町税条例の一部を改正する条例は、個人の町民税及び固定資産税及び軽自動車税の種別別の納付期限及び固定資産税の第1期の納期を変更するために所要の改正を行うものです。執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第75号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例。鞍手町への定住促進と人口増加を図ることを目的として、奨励金交付事業を拡充し対象住宅の所得期限を延長するものです。執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査をいたしました。その質疑応答の主なものとして、定住促進につながるこの条例の周知や相談を考えているか質問に対し、不動産会社、チラシ配布や移住定住に関するガイド作成、ホームページやSNSにも発信を行いたいとの回答がありました。また、移住定住を促進するために、根本的に住宅政策を進めるべく、町の重点計画に上げるべきではないかという意見や、新たな拡充内容の幅を広げてほしいとの意見がありました。以上、審査結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第76号 鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例について、執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、基金を使って一括発注すれば、購入金額を抑えられるというメリットがあるのではないかという質問に対し、用品の購入単価については、毎年度見積りもあわせて行い、最低価格を提示した業者を指定業者として選定している。基金を使った場合と直接発注した場合も有利な購入価格で調達できるので変わりがないとの答弁がありました。また、用品によっては、一括発注と直接発注を併用したほうが良いのではという質問に対し、紙などのコピー用紙などは管財課あるいは教育課などで一括発注しているとの答弁があり、以上、審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第77号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）について、執行部から議案書に基づき補正説明を受け、審査いたしました。以上、慎重審議の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第80号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除について、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、全会一致で可決いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

**○的野信之議長** これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第69号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第80号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第70号について討論はありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 2番 議案第70号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論をいたします。

本議案は総務課で所管する秘書に関する業務をまちづくり課に移管するとともに、秘書広報係を新設し、情報発信を強化する目的での条例の一部改正であります。町長及び副町長のスケジュール管理を主たる業務とする秘書が広報と一体となっても、町の情報発信の強化につながるとは考えにくく、また新たな係を新設するのであれば、それ相応の業務を担当係として担うべきである。今定例会本会議での議案質疑における町長の答弁は、これらの懸念を払拭し、新たに係を設置することに納得するに至らなかった。町の情報発信の重要性は理解できるが、議案が示す方法では情報発信強化につながらず、その目的を達成することは考えにくい。以上、反対討論といたします。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案722号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 77 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 80 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 69 号鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第 69 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。よって議案第 70 号は否決されました。

次に、議案第 71 号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第 71 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

す。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和6年度固定資産税の課税免除を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第18 発委第1号から日程第21 発委第4号までの4件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。宇田川議会運営委員長。

○宇田川亮議会運営委員長 発議第1号から第4号までの4件について一括して提案理由の説明を行います。発議第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例について、標準町村議会委員会条例の一部が改正されたこと及び新庁舎建設に伴う議会運営の見直しを行うため、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定に基づき、条例の一部を改正する必要があります、この条例案を提出する理由であります。

次に、発議第2号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則について、標準町村議会会議規則の一部が改正されたこと及び新庁舎建設に伴う議会運営の見直しを行うため、会議規則第13条第3項の規定に基づき、規則の一部を改正する必要があります、これがこの規則案を提出する理由であります。

次に、発議第3号 鞍手町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員にかかる請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、この条例を制定する必要があります、これがこの条例案を提出する理由であります。

次に、発議第4号 町長の専決処分事項の指定に関する条例。地方自治法第112条及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上提案説明を終わります。

○的野信之議長 お諮りします。発委第1号から第4号までの4件を、質疑、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、発委第1号から第4号までの4件は質疑討論を省略します。これから採決を行います。発意第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

挙手多数です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号 鞍手町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第4号 町長の専決処分事項の指定に関する条例を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。日程第22 閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、タブレット端末機に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申出があつております。お諮りします。各委員長の申出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、継続審査することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和6年第6回定例会を閉会します。

—— 閉会 13時57分 ——  
~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的 野 信 之

議員 石 井 大 輔

議員

許 斐 潤 一 郎

令和6年12月17日

鞍手町議会

議長 的 野 信 之

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

| 委 員 会 名 | 調 査 事 項 |
|--------------------------|--|
| 総務文教委員会 | 財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査 |
| 民生産業委員会 | 厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査 |
| 議会運営委員会 | 本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項 |
| 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会 | 新庁舎等の建設及び関連事項に関する審査 |
| 議会広報編集調査特別委員会 | 議会広報編集及び調査 |